

Citizens Network Against National ID Numbers(CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

人 口三百四十五万人の横浜市は、住民が自分の意思で住基ネットへの不参加を選べる「選択制」を採ることにした。中田宏市長の英断である。選択制の対象は、年齢十五歳以上。

十五歳未満の人や意思表示が難しい障害のある人は、親権者などが代理できる。この措置は、同市の印鑑登録条例に準じたもの。一応、住民票コードと住基ネットへの参加の有無を問う通知は各世帯に郵送される。不参加を希望する人は、十月十一日までに、同封された「本人確認情報非通知申出書」を使って申し出をする。

この横浜市の選択方式に対し、総務省は、クレームを付けている。市区町村は、コードを都道府県に通知・送付することが義務付けられており、法律(住基法)違反だという。どうであろうか。そもそも、強行採決、国民の大半が反対するなか、無理やり11ケタの背番号コードをつけ、囚人のように国民を扱う仕組み自体が人格権の侵害、憲法違反ではないのか。

個人情報保護法の有る無しが問題ではない。背番号コードで常時監視される屈辱から住民を護るのは、自治体の義務である。

横浜市の 中田宏市長、 頑張れ！

～住基ネットで分かる、
地方自治が限りなくゼロの現実～

問われているのは、憲法が保障する国民の人格権や地方自治を踏みしじり、「悪法も法なり」を繰り返す中央の役人や、国家総動員令にも似た恫喝を繰り返す片山総務相の感覚だ。

かつてナチスは囚人番号を入れ墨し、善良な人間をヒト化した。住基ネットは、これにも似た形で、国民に非人間的な背番号コードを振り、監視するデータ収容所列島化構想である。ほとんどの国民は、表向

きは平静を装うつてはいても、嫌悪している。国民総背番号制である住基ネットを積極的に評価する自治体は一握りなはずである。

福島県矢祭町の根本町長、東京都杉並区の山田区長、国分寺市の星野市長など、住基ネットから離反できる勇気のある首長は少ない。延期を求める意見書を採択するのが精一杯である。中央の役人に恫喝されれば、ほとんど抵抗ができない、ひ弱な地方

自治の現実がある。相変わらずの中央集権で、地方分権などに絵に描いた餅である。

今後、国は、横浜市に対し、助言ないしは勧告、総務相による是正要求など、執拗に圧力を加えてくるに違いない。しかし、

国地方係争処理委員会(国の自治体への関与についての紛争を処理するために、総務省に置かれている合議機関)に対しては国側から審査の申し出はできない。また、自治事務である以上、国が代執行もできない。国は、住基ネットは自治体共管の仕組みとして作られているという。ならば、住基ネットへの参加・不参加は、自治体側、ひいてはその住民が判断すべきは当然である。横浜市の中田市長、頑張れ。

横浜方式はあくまでも緊急避難的な措置。離脱が正論、やはり住基ネットはいらない。秋の臨時国会では、住基ネット廃止法案を是非とも成立させなければならぬ。

二〇〇二年九月二〇日

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・ どの粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想
- ・ 住基ネットをめぐる各界の動向
- ・ 納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

石村代表に聞く

どう粉砕する、

総務省のデータ収容所列島化構想

——住基ネットは国民の人格権を国家管理する新たな公共事業

CNNニュース編集部

私たち国民のプライバシーを
役所が常時、電子レイプできる
屈辱の住基ネット。これを廃止
する法律の成立に全力を投じよう



国民全員に11ケタの背番号コード（住民票コード）を無理やり入れ墨する住基基本台帳ネットワーク（住基ネット）が八月五日から動き出した。政府や片山総務相などは、「背番号コードを付けて人間を管理するのは時代の流れ」、「住基ネットは専用回線ではないので、しかも限られた事務でしか使わないのだから、騒ぐな」と国民や自治体を恫喝して、無理やり押し進めた。さらに、来年八月からは、八千文字も詰め込めるICチップの埋め込まれた住基カードを使った国民情報の公有化プランも始まる。

中央の役人は、「人間にICチップを埋め込まないだけ、まだまし」とでも言いたげなようだ。

一方、この裏では、中央の役所は、インターネットを使った電子政府（e-Government）構想を画策している。この構想は、コードとカードを核とした住基ネットを、なし崩しのに一万六千事務にまで利用拡大するプランだ。電子政府と聞けば、耳あたりのいい言葉ではある。だが、その実質は、官業合作の新たな公共事業プロジェクト。E デモクラシーの臭いすらしらない、中央の役人が国民を監視・ストーリーキングできる「データ収容所列島化」構想そのものだ。「電子政府」ではなく、実態は「電子監視政府」構想である。

今日、道路・ダム・橋などはおおつぱらに作れない。産業界、とくに

不況にあえぐIT業界は、新たなビジネス・チャンスとばかりに、このIT利権の巢窟である「電子監視政府」プロジェクトにハイエナのように群がってきている。まさに、国民のプライバシー・人格権が商売の道具にされてしまっている。

また、IT不況下、住民票コードを、個人用納税者番号へと転用するプラン、そして民間で自由に利用するプランなど、拡大利用しようとする計画が目白押し状況である。住民票コードの「マスターキー」化を、情報ストーリーカーやハッカー達は、じつと待ち構えている。住民票コードの汎用は、コードの目的外利用や濫用を招き、「なりすまし犯罪者天国」を作ることには確実だ。やはり、住民票コードは危険だ。即刻廃止されるべきである。

コードとカードで、国民の人格を、役人が管理する「人格権ゼロ社会」、「データ収容書列島化」はすぐそこまで来ている。住基法改正の際に法附則に盛り込まれた、住基ネット稼働までに個人情報保護措置を講じた国との義務だけを問題にしては、役人の思いつきにはまる。住基ネット批判をかわすため、政府は役人と結託して、「個人情報反故法」をつくって、お茶を濁そうとするに違いないからだ。「この国のかたちをどうつくるのか」、役人任せの政治、政治家の資質が問われている。

総務省のデータ収容所列島化構想・電子監視政府構想をどうしたら粉砕できるのか、石村PIJ代表に、辻村PIJ副代表が聞いた。

（CNNニュース編集部）

ほとんどの国民は

住基ネットから離脱を望んでいる

（辻村）11ケタの「住民票コード」が各人や各世帯に送られました。次に、住基ネットが、「国民総背番号制度」であることがよく理解されてきたようです。ふだん余り政治や行政にものを言わないうる人たちの間にも、住基アレルギーが広まってきているように感じます。

（石村）中央に何も文句を言えない

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

自治体、こうした不満を吸収できない自治体のひ弱な姿に失望している市民も多いと見ています。国の役人の意のままに動く政治家、住基ネットの成立に手を染めた政党などに対して、あらためて怒りの声が上がっています。

(辻村) 若いママさんが、わが子に刻印された背番号通知を見て、「この子が死ぬまで、結婚・離婚などで氏が変われば記録され、住所が変われば、それも生涯にわたり全国センタ―に記録され、役所の管理下に置かれる。この国はどういった方向に向かっていくのか、わけがわからない、不気味です」と漏らしているのを聞きました。

(石村) ある女性は、「私たちに背番号をつけ電子レイプをしたうえコンピュータで管理する。屈辱を与えたうえ、ICカードで人格まで支配しようというこの国に嫌気がさしました」と、はき捨てるように言っていました。

(辻村) 背番号コードは本人がしっかりと管理すればいい。氏名・住所・生年月日・性別・変更履歴の基本情報はプライバシーとして保護するに値しない、という人もいます。しかし、大多数の国民はそう思っていないわけです。住基ネットは、確実に

どう粉碎する、総務省のデータ収容所列島化構想

に、国民に不快感を与える制度であることは間違いないようです。

(石村) ほとんどの国民が、屈辱を感じ、住基ネットからの離脱を望んでいるのが実態でしょう。

(辻村) ただ、住基ネット稼働までに個人情報保護措置を講じた義務違反だけを問題にしては、役人の思う壺にはまってしまう。やはり、住基ネット廃止法の成立を急がなければなりません。

私たちの人権を護ってくれるヘッドを選ぼう

(石村) 本来、国に対する抵抗体であるはずの自治体が、自分の住民を守るうとしない。単なる国の役人の手足となってしまう。こうやって、かつては若い人たちを戦場に送っていたわけです。戦争が終わって、地方分権がどうの、地方自治がどうのと騒いできました。しかし、所詮、中央の役人の手の中で踊らされているだけだったのです。地方分権は、今もって、絵に描いた餅のままです。

(辻村) こう見ると、やはり、横浜市の中田市長や杉並区の山田区長、国分寺市の星野市長、福島県矢祭町の根本町長など、住民の人権を大切に

合える人材をヘッド(首長)に選ばないとダメだということですね。

(石村) 私の住んでいる自治体、さいたま市なんかはひどい状態です。市長は、旧浦和市の市長だった人で

ですが、土建屋との利権がらみがTVで放映される程度の人物。およそ中央の役人と闘うなど、まったく期待できません。住基ネットなど何の疑問も感じていないのではないのでしょうか。でも、こんな人物を選んでい

るのもその住民なのですから。

(辻村) 住民の自己責任ということになるのでしょうか。また、そんな人物だから中央の役所が信頼するのかもしれない。こうした地方政治の現実のなかで、ともかく、三四五万人の全国最大の横浜市が市民選択方式を宣言したことの意義は大きいと思います。

(石村) そうですね。中田市長には踏ん張って欲しいと思います。

(辻村) 神奈川県や総務省は、陰日なたにプレッシャーをかけてくるでしょうから。

(石村) 敗戦記念日の八月十五日に、札幌のTV局の住基ネット特集番組で、北海道二セコ町の逢坂(おつさか)誠二町長と一緒しました。逢坂町長も四十三歳とか、同町の住民票コードにブレイキをかけた

人物です。ただ、サポーターがわんさと居る横浜市などは違い、孤立無援に近い状況、町長自身の責任で踏ん張っているようでした。

(辻村) こうした地方で正論を説いているヘッド(首長)をしつかりサポートできる仕組みが必要ですね。

(石村) よく分かります。都会と違い、余り人材・サポーターがいな

い、余り人材・サポーターがいな

わけですからね。

(辻村) ともかく、役人のサポーターでない人物を自分らの自治体のヘッドに選ばなければなりません。でないと、国が、住民に対し、背番号コードをつけると命じれば平気でやる。有事法制とか、きな臭いことばかり画策している小泉政権ですから、ヘッドの選択は重要です。住民もしつかりする必要がありますね。

(石村) 中央の役人がばっこしても、政治は迎合するだけで、それを止められない。大半の国民は、その日の暮らしのことで精一杯です。不気味な背番号コードが送られてきても声をだせないでいるわけです。

(辻村) しかし、実際は、大半の国民が、今回の背番号制を嫌悪しています。大政翼賛会が牛耳るような国会の状況です。また、国会議員の大半は、議員歳費をもらうだけで本来の議員らしい行動をしていない連中

です。ましてや、ふつうの市民の多くはじっと我慢するしかないのが実情です。

どういう国を目指すのか

(石村)確かに、いくつかの自治体は、住基ネットの実施に抵抗しています。これらの自治体は、個人情報保護法の不成立を抵抗の理由にしています。しかし、この問題の本質は、本当は、この国を、背番号コードとICカードでがんにがらめにする

るデータ監視国家に仕立てることがいいのかどうかにあるわけです。

(辻村)つまり、どういう国を目指すのか、と言うことですね。

(石村)そのとおりです。先ほどの二セコ町の逢坂町長も、ちゃんとした「哲学」、「国家像」を明確にして、国民のコンセンサスを得た上で、この問題をどうするのか決着させる必要があることを力説していました。

(辻村)ところが、多目的利用の背

住民基本台帳ネットワークシステム懇談会メンバー(肩書は当時)
石弘光(一橋大学教授)

磯山隆夫(東京海上火災保険専務取締役)
市岡揚一郎(日本経済新聞社論説主幹)

岩岡美紀子(筑波大学助教授)
大橋有弘(明星大学教授)

荻野直紀(読売新聞社論説委員長)
梶原拓(岐阜県知事)

川上祐司(日本教職員組合委員長)
公文宏(石油公団副総裁)

栗原勝(浜松市長)
小早川光郎(東京大学教授)

堺屋太一(作家、経済評論家)
佐藤晴男(全日本自治団体労働組合書記長)

千葉一男(新王子製紙会長)

對馬好次郎(横浜商工会議所会頭)
半澤政二(福井県三国町長)

藤原作弥(時事通信社解説委員長)
藤原房子(生活評論家)

堀徹男(日本放送協会解説主幹)
堀部政男(一橋大学教授)

持永堯民(地方自治情報センター理事)
百崎英(行政情報システム研究所理事)

吉田信行(産業経済新聞社論説委員長)
吉永みち子(作家)

鷺尾悦也(日本労働組合総連合会事務局長)
和田正江(主婦連合会副会長)

番号コードを無理やり付けて、国民を管理すること自体が許されるのかどうか、核心についてまったく議論をしないまま、ここまで来てしまいました。まさに人権論議はゼロの状況です。

(辻村)この問題について、憲法学者は何をやっているのでしょうか。こうしたコードとカードを使った超管理国家システムの導入は、他国に与える影響も大きいと思います。

(石村)憲法学者は、じっと冬眠を決め込んでいるのかも知れませんが、ただ、本当の下手人は、別にいます。旧自治省が住基ネットを推進する際に立ちあげた研究会に参加した、当時の日教組委員長や「連合」幹部、作家や学者など、呼び水役を演じた連中なのではないでしょうか。

(辻村)ともかく、住基ネットについては、国民のコンセンサスがありません。役人の構想するデータ収容所列島化構想をこのまま進めていいのでしょうか。

(石村)このままで

は、日本は役人がばっこする、とんでもない国になります。この問題の再検討のためにも、是非とも背番号廃止法案を成立させる必要があります。

住基ネットのなし崩しの利用拡大

(辻村)総務省や片山総務相は、「住基ネットは専用回線でつなぎ、しかも限られた93事務でしか使わないのだから、騒ぐな、心配ない」と国民や自治体を恫喝して、無理やり押し進めています。しかし、同じ連中が、「電子政府(e-Government)」構想を産業界と一緒に立ち上げて

- 国の行政機関(10省庁所管)の93事務類型 主なもの
- ・ 恩給等の支給・無線局の許可(総務省)
 - ・ 公務員の各種共済年金の支給(共済組合)
 - ・ 戦傷病者遺族年金の支給・労災保険給付・雇用保険の支給(厚生労働省)
 - ・ 公務災害・通勤災害に対する補償(人事院等)
 - ・ 児童扶養手当の支給(都道府県知事)
 - ・ 不動産鑑定士の登録・第一種旅行業の登録(国土交通省)
 - ・ 建設業の許可・宅地建物取引業の免許・建築士の免許(国土交通省または都道府県知事)
 - ・ 天気予報士の登録(気象庁)
 - ・ 一般旅券の記載事項の訂正等・宅地建物取引主任者資格の登録(都道府県知事)
 - ・ 同一都道府県の区域内に住所を移した者の当該都道府県選挙の選挙権の確認(市町村の選挙管理委員等)

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

います。この電子政府構想では、インターネットを使い、住基ネットを一万六千以上の事務に使うといっています。完全に二枚舌を使っているように思います。

(石村) 六月七日に提出された行政手続オンライン化関連三法案には住基法の再改正法案が盛り込まれています。この再改正は、住基ネットの利用を、国の93事務から²⁶⁴事務に拡大する内容です。また、このオンライン化法案が成立した場合、コードとカードを使った「公的個人認証サービス」が実現し、一万六千件以上の事務に、住基ネットの利用が広がることとなります。辻村副代表の指摘のとおりです。

(辻村) 九九年の住基法改正の際に、国会は「システム利用の安易な拡大を図らないこと」などの付帯決議をしましたよね。

(石村) この連中が付帯決議など守ると思いますか。

(辻村) それは分かりませんが、拡大案の内訳はどうなのですか。

(石村) 国の事務(一〇、八六八件)、自治体の事務(四、六一四件)、それに独立行政法人の事務を加え、一六、三八七件です。

(辻村) それに、電子政府構想は、ハッカーやウイルスなどが蔓延する

不安定なインターネットを使うプラインですよ。そうになると、住基ネットは専用回線を使うから安全だという、総務省の役人や片山大臣の説明はウソになりますね。

(石村) そのとおりです。ですから、国が勝手に構想を練って、自治体に対し、「住民に背番号コードを付けて住民に配れ」、はないわけです。

(辻村) 各自治体は現場で苦しんでいるのに、約束した個人情報保護法の成立もないうまま、「つべこべ言わずに発車しろ」はないですね。

(石村) 完璧な個人情報法があったとしても、インターネットを使い、一万六千以上の事務に使うとなれば、事故は防げないわけです。コードやカードの発行主体である自治体が、自分らは責任が持てないと言うのは当たり前です。漏れ漏れになるのは分かっていますから。

(辻村) 本当にひどい話ですね。

電子政府構想は

新たな公共事業そのもの

(石村) 八月二日、二日に、十兆円のビジネスチャンスともてはやされる「電子政府戦略会議」が、東京赤坂プリンスホテルで、役所と業界の協賛で開催されました。そこで、この片山総務相は、住基ネットを電子

政府でも使うと挨拶しているわけですよ。(七頁の図参照)

(辻村) つまり、電子政府(「e-Gov」)構想とは、ICカードで国民のプライバシーの公有化を狙う役所と、その役所に喰らいつきICカードやカード挿入式のパソコンやセキュリティ・システムなどの特需を狙うIT企業とが結託した新たな公共事業なわけですね。

(石村) そのとおりです。不況に苦しむIT業界は、一枚千円のICカードを一億二千万人に配れば、それだけで千二百億円の売上げといった感覚です。

(辻村) IT利権そのものですね。電子政府は何のためにするのか、コンセプトがないからこうなるのでしょうか。言い換えると、行政の効率化だけが、この構想のプロパガンダにされているところが問題なわけですね。

(石村) 行政の効率化すら怪しい状況です。後でも触れますが、真の電子政府構想とは、政府と国民が双方向で、政策決定をする仕組みを目指すものでなければなりません。Eデモクラシー(電脳民主主義)の理念のもと、国民が政府の政策決定過程に広く参加できる仕組みをつくるのが主なねらいです。

(辻村) ところが、わが国の電子政

府構想では、コードとカードで国民を監視するシステムづくり、ハードづくりが狙いになってしまっているわけですね。

(石村) そうです。ですから、「電子政府」構想ではなく、「電子監視政府」構想になり下がってしまったというわけです。

(辻村) 中央の役人に、国民の参加を得て政策決定をする気持ちなどあるとは思いませんからね。諫早湾の干拓事業、各地のダム工事、無駄な高速道路づくり等々。例を挙げれば、キリがないですからね。

(石村) それこそ、こそこそ密室で進めていた住基ネットが、典型的な公共事業の例でしょう。

住基ネットと

電子監視政府構想はIT利権の巢窟

(辻村) インターネットを使って、双方向で、政府の政策決定プロセスに国民の意見を集約するEデモクラシー(電脳民主主義)の実現など、今の役人の頭では絶対に無理ですね。

(石村) わが国は、従来から「公共政策は役所が独占する」役所社会主義でやってきました。このため、中央の役所が決めれば、各界は盲従するだけという構図にあったわけで

す。この従来型の構図のもと、全国リゾート構想をはじめとして、数多くの官業「護送船団」プロジェクトのやり切れない結果を目的の当たりにしてきました。

(辻村) そうですね。

(石村) 私たち国民は、これまでも、中央の役人と民間のシンクタンク(調査研究機関)が立案した利権プロジェクトに企業がハイエナのように群がり、しまいには破綻・不良債権化した数多くの「全国リゾート開発プロジェクト」のようなケースを目的の当たりにしてきましたね。

(辻村) 超低金利などのかたちで、いま私たち国民がつけを払わされていますね。

(石村) そして、今度は、全国民にIIケタの背番号を付け、番号入りの「統一的ID用ICカード」の携行を強要する住基ネット、電子政府(「e-Gov」)プロジェクトの出現です。住基ネットをベースとした「e-Gov計画」は、コードとカードを使い全国民の人格を丸ごと役所が管理できるプランです。同時に、IT企業にとっては、IT特需をもたらしおもしろいプロジェクトでもあるわけです。

(辻村) つまり、今度は、役所とIT業界などが共同で練った、「電子政府」、いや「電子監視政府」とい

う名のIT利権のからだ公共事業プロジェクトなわけですね。

(石村) そうです。これは、住基ネット関連費用をみれば一目瞭然でしょう。初期費用が三六五億円、運営費用が百九十億円です。それでいて、節約効果は百三十億円というわけですから。

(辻村) 全国どこでも住民票がとれるなど、どうでもいいことを高らかにPRする割には、ペイのしない公共事業なわけですね。これでは、私たち国民には、電子政府プロジェクトは、単なるIT業界のための利権の巢窟にも見えませんが。

(石村) まさに、そうなのです。住基ネットを核に、申請や届出など各種の行政手続を、インターネットを使って処理するインフラをつくるのだというわけです。役所はIT基本法をつくり、国会でシャンシャンをやり、「お墨付き」を仕上げました。このお墨付きを御旗に、IT業界は、国民全員にICカードを持たせよう、インターネットを使った電子認証インフラをつくらう等々、各界に投資をあおっているわけです。

(辻村) 一方、中央の役人は、コードとカードで全国民の人格を管理できると高笑いかも知れないですね。

(石村) 官業共同のプロジェクト

で、国民の人格を役所が管理できる仕組みを仕立て、「IT特需」で潤うと空騒ぎをするのは勝手です。しかし、フィンランドのように、世界に先駆けて実施した電子政府構想に国民の支持が得られずに破綻したケースもあるわけですから。

(辻村) これまで、自治体レベルでのIT化実験はことごとく失敗していますから、楽観は許されなと思います。

(石村) まあ、公共事業ですから、ダメになったときは血税で後片付けすればいい、の感覚でしょうけど。住基ネット・電子監視政府構想は、まさにIT利権の巢窟なわけです。

住基カードも、
いずれは国がコントロール

(石村) 電子監視政府構想のもと、先ほども触れたように、政府やIT業界は、電子政府には電子印鑑(公的個人認証)が似合うということ、行政ICカードを一枚に集約し、住基ネットをベースとした国民一人一枚の「統一的ID用ICカード」の制度を計画しています。将来は、この電子印鑑機能を持つカードを一万六千以上の幅広い官の業務、さらには民間に自由に利用させることまで想定しています。

(辻村) つまり、少なくとも電子政府の基盤となるインターネットを使ったオンライン申請・届出等で、記名・捺印を要する行政手続は、すべて「統一のID用ICカード」を用いた公的個人認証制度を使うことが予定されているわけですね。

(石村) そうです。公的個人認証サービスは二〇〇三年開始が予定されています。ただ、当面は、このサービスにIC仕様の住基カードを使うようです。

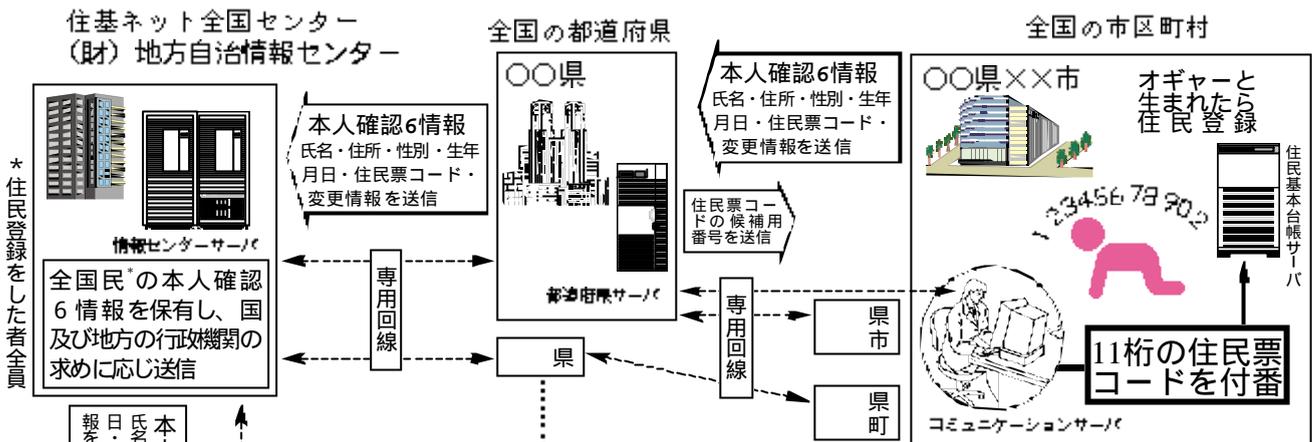
(辻村) しかし、改正住基法三〇条の四四では、市区町村長は、住基カードは希望者にだけ発行することになっていきますね。また、住基カードに入力する情報も、条例を定め、市区町村独自の判断ですることになっていますね。

(石村) ところが、政府やIT業界の計画どおりに進めば、住民は、日常生活を送るために否応なしに住基カードの交付を受けなければならなくなるのは必至です。また、住基カードに入力する情報は、実質的に国により一方的に決められることになるでしょう。

(辻村) これでは、私たち住民は、いやおうなしにカードをいつも持ち歩かされることになりますね。一方、市区町村は、国の下請機関にな

どう粉砕する、総務省のデータ收容所列島化構想

役人が住基コード（住民票コード）とIDカードで国民を常時監視する！



★住民登録をした者全員

どう粉碎する、総務省のデータ収容所列島化構想

国の行政機関

国は住基コードとIDカードをどんどん懐いませ

住基コードは国民監視のマスターキー

IT企業は新公共事業 = IT特需で大もうけ

国のe-Japan構想では、住基コードとIDカードが必須のアイテムです

住民基本台帳カード

××市

2013年8月31日まで有効

生年月日 昭和**年**月**日 性別 男

氏名 住基 太郎

住所 ○○県××市◇町123番地

連絡先 ××市役所市民課 Tel.012-34-5678

写真 20mm × 16mm

本人確認6情報（氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード・変更情報）をICチップに記録したカード。6情報だけでなく8,000文字までなら、条例で決めれば何でも記録できる。ただし本人にはこれらの情報はいっさい読めない。

IDカードの常時携帯・国内版パスポート化 = 超監視国家への道

民間での利用もOKなら

- デパートで
- 大学で
- 不動産賃貸
- 図書館で
- 病院で
- 携帯購入
- 航空券手配
- レンタカー
- ホテルで
- JRの切符
- 株式の購入

IDカードの提示を求められる範囲は、官民とも際限なく広がっていく

- 環境省
- 農林水産省 (食糧庁、林野庁、水産庁)
- 厚生労働省 (中央労働委員会、社会保険庁)
- 文部科学省 (文化庁)
- 財務省 (国税庁)
- 外務省
- 総務省 (公正取引委員会、公善等調整委員会)
- 法務省 (司法試験管理委員会、公安審査委員会、公安調査庁)
- 郵政省
- 国土交通省 (船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁)

現在は93事務で住基コードを利用 (4ページ)

住基法再改正で利用範囲を264事務に拡大

e-Japan構想の“完成”する平成15年度には、インターネットを利用した住基コードとIDカードの利用事務の範囲を一挙に16,000件以上に拡大

住基コードを「納税者番号」に使い、IDカードを本人確認に使ったとたん、銀行・証券会社・保険会社・家主・勤務先など広範な民間部門に、住基コードが流れ出してしまふ

り下がってしまいますね。

(石村)ですから、住基法改正時の政府の説明はまったくウソになるわけです。役人は、実に狡猾です。連中の言うことをそのまま鵜呑みにしてはいけません。

住基カードは、

毎日が有事の国内版パスポートに

(石村)総務省は、「主婦など身分証明書(ＩＤ)を持っていない人も少なくない。カードは、こうした人々には朗報になるはず」と言っています。しかし、逆に、カードが見つかると、お使いにも出られないような不慣れた監視社会にもつながりかねないわけです。

(辻村)条例で定めれば八千文字ほど入るＩＣカードには、診療歴や公衆施設の利用歴などを入れられるわけです。しかし、大半の人は、さまざまな個人情報詰ったカードを、常に持ち歩きたいとは思わないはず。

(石村)となると、役所は、もう一歩進めて、将来はカードを無理やり持ち歩かせることに走りかねないわけです。でないと、コードとカードをツールとした電子政府構想そのものが破綻してしまいますから。

(辻村)カード導入時には取得は任

意でも、「治安対策」をねらいに、後に取得・携帯を義務付けた韓国の例もありますね。

(石村)全国共通のＩＤカードを発行し、「国内版パスポート」として持ち歩かせ、本人の身元確認に使わせるのは、実は「国民登録証携帯制度」にあたります。現行の外国人登録証カードを内国民にも広げることにつながります。

(辻村)まさに、憲法が保障する移動の自由をどう守るかが問われているわけです。住民は、日常生活を送るために否応なしに住基カードの交付を受けなければならなくなるのは必至ですね。

官製のＩＣカードで、役所に常時電子レイプされるプライバシー

(石村)指摘されたように、「統一的ＩＤ用ＩＣカード」の導入は、国民全員に身分証明書を持たせる国民登録証携行制度につながるから、憲法に保障された移動の自由に対する挑戦です。

(辻村)強い抵抗が予想されますね。(石村)皆が分かかってきたら、そうなると思います。ただ、国民番号の入った住基カードは、今のところ配布を受けるかどうかは住民の任意が建前になっています。

(辻村)ということは、ＩＣカードを使った個人認証制度が普及するかどうかは未知の状況にあるわけです。

(石村)ともかく、ＩＣカードについては、中央の役所とＩＴ業界の中だけで密かに進められ、その危険性を含め、国民的な議論がされていないわけです。官製のＩＣカードで、治療歴や公共施設の利用歴などのプライバシーが、役所の手の内に置かれることになりません。しかし、この点については、人権論の視点から、しっかりと議論されなければなりません。

(辻村)また、治療歴など個人情報の詰った官製ＩＣカードを使えば、自動「徴兵検査」なども可能ですよ。

(石村)そのとおりです。有事立法など、きな臭い政策が目白押し政治状況ですから、そういう方向も警戒しなければなりません。

(辻村)子供を持つ親や若い人たちは、カードを有利利用させないためにも、全国統一の官製ＩＣカードにもっと注目すべきです。

(石村)また、こうした点が、各国において、官製のＩＣカード導入に多くの若者が抵抗する理由の一つでもあります。

(辻村)ＩＣカードは、特別の読取機がないと本人でも入力情報を読めないわけです。ですから、個人情報

の自己コントロール権は、本人にはまったく保障されません。

(石村)そのとおりです。自由社会では、個人情報、本人が自己責任で管理するのがルールです。ところが、コードとカードを核とした住基ネットでは、読取機を持つ役所が管理者になるわけです。私たちのプライバシーは、読取機を操る役所に常時見透かされ、電子レイプされる状態に置かれるわけです。

(辻村)ですから、住基ネットは、本来、「個人の財産」であるはずの「プライバシー(個人情報)」や日常的な移動の自由を広く公権力に委ねることになる構想なわけです。

(石村)まさに、コードやカードは、国民が匿名で行動することを許さない「役人が主役」の監視社会づくりのツール(道具)と見てよいわけです。役所は、国民のプライバシーを握り、子供をつくる権利にまで干渉してくる怖れもあります。

(辻村)「テロ対策にはＩＤカードが有用」といった声も聞かれますが。

(石村)逆でしょう。どんなに精巧につくっても、偽造カードが出回るのは必至です。「テロ対策にはＩＤカードは有害」と見てよいわけです。

住基ネット＝電子監視政府システム
△の国際輸出

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

(辻村) IT業界が、住基ネットに血眼になっているのは、IT不況脱出の切り札になるといことなのでしようか。

(石村) わが国のIT業界は、NTTドコモのiモードのような仕組みを考案しました。現在iモードは世界に輸出できる商品に育っています。住基システムも、国際市場に進出できる商品にしたいわけです。

(辻村) どういうことでしょうか。

(石村) つまり、IT業界は、背番号コードとICカードで国民を管理できるシステムを成功させて、発展途上国など、独裁者が喜びそうな諸国に売り込みたいわけです。ODAの一環として、開発援助に電子監視政府システムである住基ネットを組みこめれば万歳なわけです。

(辻村) 意味は分かります。しかし、これでは、兵器産業に近い危ないビジネスをわが国のIT業界がやることになってしまつてはいませんか。

(石村) まあ、「国際ICT利権」を狙っているのですから、この連中にモラルを期待するのは無理でしょう。

(辻村) いずれは、NGOなどから国際的な批判を浴び、やり玉に挙げられると思いますが。

(石村) PIJ相談役である河村たかし衆議院議員は、欧州(EU)議会の

会議に度々出席して、この面でのロビーイングを行っています。欧州議会にはOECD加盟国出身の代表議員が意見を述べ、決議を採択してもらつた制度があります。衆議院議員である河村相談役は、そこで、背番号(PIN)やICカードの人権侵害的な性格を指摘し、各国がこれを採用しないように欧州議会で決議するように働きかけているわけです。

(辻村) そうですか。しかし、日本が率先して人権侵害的な装置を導入しているわけですから、情けないですね。

(石村) 言われるとおりです。ただ、フィンランドでは、コードとICカードを使った電子政府構想は失敗しました。若い人たちを中心に、プライバシー侵害的なICカードを持ち歩くのを嫌つたためです。EUには、背番号やICカードに反対する基盤は十分にあると思います。

(辻村) ということは、EUでの背番号やICカードへの反対決議は、わが国の住基ネットに対する「外圧」になるということですね。

(石村) こうした外圧は、わが国での住基ネットをストップさせる援軍になるでしょう。また、モラルのないうわが国IT業界のグローバルな企業行動をストップさせる原動力にもなるはずですよ。

(辻村) 分かります。こうした外圧も使って、ICカードの普及を阻止できれば、わが国でも、住基ネットを挫折させることができますね。

(石村) そういうことです。いずれにせよ、E デモクラシーのコンセプトがないのがわが国の電子政府システムの特徴です。こうしたコードとICカードを使った電子監視政府システムは、独裁者には喜ばれる「商品」ではないでしょうか。

(辻村) わが国の企業モラルを問う、こうした商品の輸出を止めるためには、背番号やICカードに反対する国際決議は大変重要ですね。

E デモクラシーに

マスターキーはいらない

(辻村) 「統一のID用ICカード」の導入は、国民全員に身分証明書を持たせる国民登録証携行制度につながります。また、国民背番号の入った住基カードも、建前は、配布を受けるかどうかは住民の任意とされています。したがって、ICカードを使った個人認証制度が普及するかどうかは未知の状況にあるわけです。コードとカードを使わないで電子政府を実現できないのでしょうか

(石村) 先に触れた住基ネットに抵抗している北海道ニセコ町の逢坂町

長も、電子政府構想自体は、時代の一つの流れではないか。したがって、コードやカードを使わない電子政府を模索できないのか、と云っています。

(辻村) しかし、わが国の電子政府構想では、マスターキーのような住民票コードを使って国民を監視する仕組みづくり一辺倒になっています。

(石村) 言われるとおりです。すでに触れたように、真の電子政府構想とは、政府と国民が双方向で、政策決定をする仕組みを目指すものでなければなりません。

(辻村) つまり、国民がインターネットなどを使って国政に積極的に参加できるシステムづくりが本来の目標であるはずですね。

(石村) そのとおりです。「国民が主役」になれるE デモクラシー(「民主主義」)の理念を実現させるためのインフラである必要があります。

(辻村) つまり、本来の電子政府構想は、政府の各種政策決定プロセスへの広範な国民の参加を認めるシステムづくりが中心にならなければならぬわけですね。

(石村) ところが、今のように、「役人が主役」で、公共政策はすべて役人が独占し、御用審議会を使ってシャンシャンとやり、自分らの政策を国民や

自治体などに「こり押しをする。こんな伝統を堅持したまま、^①」^②構想をつくらうとするものだから、単なるデータ収容所列島化構想になり下がってしまうわけですね。

(辻村) そう言うことですね。役人が主導で、E デモクラシーの匂いすらしない電子政府構想だから、国民全員に背番号コードを付ける電子監視政府構想になり下がってしまうわけですね。

(石村) 地方自治体の意見は聞かない、国民の管理にだけ執着する。こんな中央の役人には、電子政府などを語る資格がないと思います。

コードとカードを使わない電子政府構想は可能

(辻村) ともなく、コードとカードというツール(道具)で電子政府をつくるという役人の構想が、そもそも問題の根源ですね。アメリカとか、他の諸国での電子政府構想では、これらは必須のツールになっていないようですからね。

(石村) その点に関し、わが国では、「電子署名及び認証業務に関する法律(以下「電子署名法」)」は、二〇〇〇(平成十二)年五月に成立、二〇〇一年四月一日に施行されました。同法によると、「電子署名」とは、「電磁

的記録に記録することのできる情報」について行われる措置のうち、次の要件にあってはまるものをさす(法二)とされています。

電磁的な記録がその記録に電子署名したものにより作成された記録であることを示すためのものであること

また、「電磁的記録」とは、電子的方式、電磁的方式その他ひとの知覚によつては認識することができない方式でつくられる記録であり、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいうわけです。すなわち、ICカードだけではなく、FD、メモリースティック、磁気テープなどに記録された電

子情報をさします。いずれにせよ、電子署名法は、作成者の特定と改変が不可能という要件を満たしていれば、いかなる方法によつてもよいとしている。したがつて、必ずしも暗号化技術を使った電子署名でなくともよい。また、電子認証と作成者との関係を証明する機関についても、同法による認定業者である必要はないわけです。

(辻村) とすると、コードとICカードを必須のツールとする電子政府(e-govern)構想は、唯一の選択肢で

はないわけですね。

(石村) ICカードで国民のプライバシーの公有化を狙う役所と、その役所に喰らいつきICカードやカード挿入式のパソコンなどの特需を狙うIT企業とが結託した一つの選択肢です。他の方法でも、電子政府の構築は可能です。

(辻村) ということは、この選択肢が新たな公共事業として、一番儲けになる案だということでしょうかね。

(石村) そういうことでしよう。国税の電子申告の場合を例にして見ますと、電子署名を利用することが、記名(署名)・捺印と同じ効果を持つことになるとしても、必ずしも暗号化技術を使ったデジタル署名(パブリック・キー方式の署名)である必要はないわけです。

(辻村) と言うことは、この面でも、住基コードをベースとした、原則「国民一人一枚の「統一的ID用ICカード」を用いた公的個人認証制度が、唯一の公共政策の選択技かのように装い、この制度だけを強く推し進める政府やIT業界の姿勢は強く批判されなければならぬわけですね。

(石村) そのとおりです。私たち国民は、電子政府(「^①」^②)構想の裏に隠された「IT利権」にもつと鋭いメスを入れなければならぬわけです。

(辻村) 対案として、E デモクラシーの確立を基調とした、背番号コードとICカードが不要な、真の電子政府構想を用意する必要がありますね。

(石村) とところが、そうした政策を用意できる野党、シンクタンク、政策提言型NPOがないわけです。ずっと役所に頼りきっていましたから。

(辻村) PIJのようなNPO・NGOが法案を用意できればいいのですが、人材・資金いずれの面でも、多難ですね(笑)。

(石村) ただ、汎用の住民票コードを止め、自由選択の限定番号を使う。ICカードも止める。こんな形で電子政府をつくることはできません。そんなに難しいことではないと思います。問題は、「役人の国民を監視したい意識とIT利権をどうそぐのか」が最もエネルギーのいる課題なのではないでしょうか。

住民票コードの

納税者番号への転用は違法

(辻村) 電子政府構想の一環として、住民票コードの納税者番号(納番)への転用が検討されているようですね。

(石村) 納税者番号は、大きく「個人用」と「それ以外」、つまり「法人など用」に分けられます。政府税調なども、「個人用」の納番とし

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

どう粉砕する、総務省のデータ収容所列島化構想

て、住民票コードの転用に積極的な考えを打ち出しています。

(辻村) しかし、住民票コードは、民間利用が禁止されていますね。

(石村) ですから、現行の住基法のもとでは、住民票コードの納税者番号への転用はできません。ほかの番号コードを使わなければなりません。

(辻村) でも、役人は、付番漏れがなく一網打尽にできると、出生番号である住民票コードに執着するのではないですか。

(石村) そういう雰囲気があります。しかし、納税者番号は、たとえコンセンサスが得られたとしても、課税庁が独自に付番する仕組みでなければ、個人のプライバシーは護れなくなりません。また、納税者には、分類上、個人のほかに法人などがあります。個人情報保護法では、法人納税者の情報は保護できません。ですから、税法独自の「納税者情報保護法」をつくらなければなりません。

(辻村) 預貯金の利子や給与の受取り、原稿料の受取りなどの際には、税金が天引徴収されます。住民票コードを納番に転用するとしますと、これらの支払の際に、支払先に住民票コードを提示することが必要になるわけですね。

(石村) そうです。ですから、納番制

に住民票コードを転用した途端、民間に住民票コードは垂れ流しになってしまうわけです。いったん民間に流れた住民票コードの目的外利用を、本人が追跡するのは至難の業です。

(辻村) 「住基ネット」は専用回線でつなぎ、しかも住民票コードは限られた事務でしか使わないのだから、騒ぐな、心配ない」という役所の説明などは、まったく説得力がありませんね。

(石村) まったくのウソです。ともかく、住民票コードの納番への転用は絶対に阻止しなければなりません。

住基ネットの民間利用は、「なりすまし犯罪者天国」への道

(石村) 総務省が主催する「ICカードシステム実験事業」、経済産業省が主催する「IT整備都市研究事業」など、コードとカードを核とした住基ネットを民間でも利用しようというプロジェクトが目白押し状況です。

(辻村) しかし、住基ネットは、民間利用が禁止されているのではないですか。

(石村) そんなのはお構いなしの態度です。「IT整備都市研究事業」では、住基ネットの全国センターにもなっている(財)地方自治情報センターと連携し、行政・商業双方に

も使う官民共用の「統一ID用ICカード」の検討を行っています。

(辻村) 住民票コードのビジネス利用の解禁ということは、完全に共通番号化を目指しているということですね。

(石村) そうです。民間のデータベースも、住民票コードをキーとして構築されることとなりますね。住民票コードのマスターキー化です。情報ストーリー対策から見れば、最悪のシナリオです。

(辻村) 住民票コードのマスターキー化は、「なりすまし犯罪者天国」への道ではないですか。アメリカでは、社会保障番号(SSN)の汎用にどう規制をかけるか議論しているのに、まったく逆ではないですか。

(石村) そのとおりです。アメリカでは、SSNが官民にわたる汎用の結果マスターキー化し、それを盗用してクレジットカードを偽造し使う「なりすまし犯罪」が多発していますね。

(辻村) アメリカでは、大きな社会問題になり、連邦議会や行政が対応に苦慮していますね。

(石村) しかし、わが国の中央の役人やIT利権にしがみついている連中が、こうした事実や話を聞く耳を持っていないと思いませんか。ですから、いったん住基ネットを許すと、後戻りできない暗黒の背番号社会が

広がっているわけです。そのヤミの中を、国民に「勝手に歩け」というのが、今の政府や政治の態度です。

個人情報

国家維持センター化への道

(辻村) 住基ネットの全国センターは、総務省の手のうちにある財団法人・地方自治情報センターに設けられたわけです。すでに触れたように、ここで管理するのは、住民票コードと、四基本情報(住所・氏名・生年月日・性別)、およびこれらの変更情報の「六基本情報」ということです。残りのプライバシーは、ICカードで管理するというシステムです。

(石村) そうですね。住基ネットは、六基本情報は全国センターで管理し、残りのセンシティブ情報はICカードに分散して管理する仕組みです。

(辻村) 将来、全国センターで管理する情報が拡大する怖れがありますね。

(石村) 当然です。わが国と同じく、生まれたときに付番する「出生番号方式」の国民総背番号制度をすでに稼働させているスウェーデンの全国センター(SPARR)で管理している各人の基本情報の多さは見過ごせません。(次ページの図参照)

(辻村) すこい内容ですね。

(石村) スウェーデンは、私有財産

制は認めるものの、社会主義を基調に高福祉・高負担政策の下、基本的な個人情報には公有化する政策を堅持してきました。

(辻村) わが国は資本主義を基本としています。個人のプライバシーはその個人の財産なわけですね。

(石村) ですから、住基ネットは「役所社会主義」の構想といえるわけですね。

(辻村) 確かに、旧ソ連のゴルバチョフ大統領は、「日本は最も成功した社会主義国家の一つ」と評したとは聞きましたが(笑)。

SPAR (スウェーデンの全国センター) 管理情報の内訳 ・PIN (背番号コード) ・氏名 ・住所 ・管理教区 ・本籍地 ・出生地 ・国籍 (スウェーデン人、その他) ・婚姻関係 (独身、既婚、別居、その他) ・婚姻関係を最後に変更した日付 ・家族関係 (例えば、妻・夫のPIN、子供など扶養者のPIN) ・所得税の賦課額 ・本人および家族の所得額 ・本人および家族の課税対象資産 ・居住用として保有する不動産 (一戸建て、集合住宅、農家、別荘、その他) 不動産所在地の県の地域番号 ・建物の種類 (建物の種類、大きさ、建築年、1階建て・2階建て、地下室の有無、その他主な定着物) ・不動産の評価額・ダイレクト・メール送付の是非 ・このファイルを最後に変更した日付
--

(石村) 住基ネットが稼動した今、わが国でも、全国センターで管理する基本情報がどんどん拡大されること危険されるわけですね。

(辻村) カードに分散管理される情報を全国センターに吸い上げることでも可能ですね。

(石村) そのとおりです。ですから、各人の一生涯分のあらゆる個人情報を管理する、全国センターの「個人情報国家維持センター」化への道は開かれているわけです。先ほど触れたように、このまま住基ネットを黙認していくと、後戻りできない暗黒の背番号社会の中をどんどん突き進んでいくことになるわけです。

(辻村) 住基ネットは、吟味すればするほど、何の理念もない単なる公共事業で、国民をデータ監視するためのインフラに過ぎないことがはっきりしてきます。

もう一度原点に戻って、「国民が主役」の視点から「この国のあり方」から考え直す必要があります。すみやかに住基ネット廃止法を成立させ、さらには電子監視政府構想の廃止・転換をはかるべきだと思います。石村代表、ありがとうございます。

住基ネット

稼働前後の各界の動向

政府は、各界からの異論を押し退け住基ネットを強行
 自治体から異論・反対が続出
 市民団体などの動き
 住民票コードの受取りと使用を拒否する市民
 住基ネットに反対する議員の動き
 東京地裁に住基ネット差し止め訴訟提起される

CNNニュース編集部

自治体から異論・反対が続出

住基ネットは、八月五日に政府の予定通り稼動した。

だが、全国三十六の地方議会が延期を求める意見書採択するなど、異論が続出した。

東京都杉並区(五十一万人)、国分寺市(十一万人)、福島県矢祭町(七千三百人)などは、住基ネットから離脱した。また、横浜市(三百四十五万人)は、住民が自分の意思で住基ネットの不参加を選べる「選択制」を採った。

このように、総務省が一方的に自治体に押し付けた住基ネットに対する抵抗が全国の自治体から相次いで。これは、全国民の人格権を国が管理する仕組みに潜む危険に自らの住民をさらしたくない、という自治体の意思を表わすものだ。また、政府が、完璧な個人情報保護法制が整備ないまま住基ネットを強行したことも一因だ。

自治体独自の

住基プライバシー保護策実施の動き

岐阜県多治見市は、個人情報情報が適切に保護されていないと市長が判断した場合、住基ネットとの接続を停止することなどを定めた「セキュリティ規定」をまとめた。

住基ネットをめぐる各界の動向

この規定では、住民から個人情報などの漏えいなどの苦情があった場合、市長は、住基ネットに報告を求めている他の自治体や国に報告を求めると、調査を実施し、市長が不適切と認めるときには、市個人情報保護審議会の意見を聞いて、システム回線からの切り離しなど必要な措置を講じることができる。東京都杉並区の「住基プライバシー条例」の流れをくんだ動きといえる。こうした条例は、長野県、埼玉県上福岡市、東京都国立市など各地の自治体でも検討されている。

市民団体などの動き

「住基ネット八月五日実施を許さない大集会」が七月二十日（土）に、東京、八丁堀にある労働スクエア東京大ホールで開催された。

五百五十人を上回る参加があり、会場は、熱気にあふれ、国民背番号実施絶対反対の怒りの渦に包まれた。十五人のゲスト・スピーカー、二人の衆議院議員のアピール、さらには住基ネット反対のアトラクションや歌ありで、会場は、反対ムード一色であった。集会後、参加者は、「ウシは10ケタ、ヒトは11ケタ、住基ネット八月五日実施を許さない」の横断幕を先頭に、炎天下の銀座を

住基ネットをめぐる各界の動向

パレードし、住基ネット反対を訴えた。この集会を企画したプライバシー・アクションの白石孝代表らには、心から敬意を表したい。

「国民共通番号制に反対する会」の代表で、ジャーナリストの櫻井よしこさんは、テレビや雑誌などさまざまなメディアを通じて、住基ネットの危険性を訴えた。また、街頭活動や国会議員に対する働きかけを精力的にやられた。櫻井さんの活動がなければ、ここまで、住基ネットの問題点がふつうの市民に理解されなかったのではないかと。櫻井さんの活動には、心から感謝の意を表したい。

誰もNo!の住基ネット

宮城県の子牛田町に住む工藤さん一家は、町当局に住民票コードの受取りと使用を拒否する申入れをした。「住民にとり便利になるなどウソをついて、権力者の意のままに私たちのプライバシーを《悪用》しようとするのに対して、私たちは断固、反対します」が理由。工藤さんのように、はつきりといえないまでも、自分の知らない間にどんどん進められるデータ監視社会化に対しては、ほとんどの人が嫌悪感を抱いている。

PIJの石村代表がスピーチした

岐阜市でのある財テク・セミナーに来たふつうの市民の方が言ったところである。「石村先生、背番号を何とか止めてください。地方の小さな隣組のような市や町では、役所が決められたことには何も言えないんです。お願いします。」と。

同じく、石村代表は言う。「北海道文化放送八月十五日、午前十時頃からの番組『のりゆきのトークDE北海道』特集・背番号社会の恐怖』に出演しました。その番組で募って、受けた視聴者からの約二千本の電話のうち、千六百余りが住基ネットにNo。二百弱がイエス。そして残りがどちらとも言えないでした。いかに根強い反対があるのか思い知らされました」と。

また、石村代表は、BSジャパン七月二十七日朝放映の番組「ネクスト経済研」住基ネット特集」に出演したときのことを、次のように話す。「女性のキャスターが、声を荒げて、コードとカードで人格権を役所が管理するのって、人権侵害ではないですか」と。

住基ネットに反対する議員の動き

「住基ネットを考える議員連盟」（会長・小林興起衆議院議員）は、住基ネットの稼働延期のための議員

立法をめざし結成された。

七月十一日に開かれた「住基ネット凍結法案を実現する委員署名活動第一回報告会」では、櫻井よしこさんをお呼びし、住基ネット凍結の法案成立を急ぐことを確認した。議員立法の内容は、改正住基法附則に盛り込まれた趣旨に沿い、「個人情報保護関連法案の成立までは住基ネットを稼働させない」という骨子。ただ、議員立法による法案の提出には、衆院では提出者を含め二十一人の議員の賛成が必要のほか、自民党の場合、政調審議会、総務会の了承を得る必要がある。このため、当初から議員立法成立の困難さが予想された。

一方、河村たかし衆議院議員らが先頭にたつて、野党四党も住基ネット凍結法案の成立に動いた。七月五日に、民主・自由・共産・市民の野党四党は、凍結法案に関する対応を協議した。その後、法案は用意された。

こうした国会内での慎重論の高まりにもかかわらず、八月五日を迎え、結局、住基ネットの稼働は強行された。

学者ら住基ネット差し止め提訴

大学教授等が中心となって、七月二十六日に、国などを相手どつて住基ネ

ツトの運用差止を求める訴訟が東京地裁に起こされた。住基ネットは憲法十三条が保障するプライバシー権（自己情報のコントロール権）を侵害することなどを理由としている。

原告は、弓削達氏（東大名誉教授）、吉川経夫氏（法政大学名誉教授）、斎藤貴男氏（ジャーナリスト）ら六人。被告は、国、地方自治情報センター（全国センター）、それに原告六人が居住する都県と市区町村。

訴状によると、住基ネットの運用により、原告らの個人情報がある人の同意なく、居住する自治体から都県、全国センターに提供され、全国に流通されることになり、原告らに憲法十三条で保障されたプライバシー権（自己情報のコントロール権）を侵害された。改正住基法附則（一条二項）に定められた「個人情報保護法に万全をつくす」との法律上の義務を怠ったままでの違法な仮運用を七月二十二日から行った。

そこで、原告は、氏名など個人情報を自治体間や全国センターに流通させる事務処理の差し止めを求めるとともに、この仮運用で、精神的な損害を受けたとして国と四都県に計六百万円の損害賠償を求めたもの。

この訴訟は、実質的に、憲法十三条が保障する基本的人権を侵害す

る住基ネットを廃止に持ち込む趣旨で起こされた差止め訴訟。

この訴訟を支援するために、「住基ネット差止め訴訟を支援する会」（協同代表 伊藤成彦・中大名誉教授、小田中聡樹・専大教授、北野弘久・日大名誉教授など五名）が組織されている。

PIJ石村代表、河村相談役、各方面で奮闘中！

PIJ石村代表は、TVや雑誌など様々なメディアで、精力的に住基ネット反対の説法を続けている。

法学セミナー七月号特集「住基ネット批判」では、反対記事を執筆するとともに、櫻井よしこ、山田宏さんらと行った座談会を掲載。法律時報九月号の法律時評では、「住基ネットは人格権の公的管理の構想」を執筆。朝日新聞七月十四日（日）朝刊「私の視点」特集「住基ネットを考える」では、「人格が国に管理される恐れ」のタイトルで反対論を展開。毎日新聞七月二十八日（日）朝刊「21世紀の視点」では、「人格権を公的管理」住基ネットが導く監視社会」のタイトルで反対論を執筆。その他、さまざまな週刊誌や地方紙などに、住基ネット反対を表明。

PIJ相談役の河村たかし衆議院議員は、住基ネットに反対する議員やグループの立ち上げに精力的に活躍。櫻井よしこさんらと街頭に立ち、住基ネット差止め提訴でも、強力なサポーターになっている。住基ネット関連のTV番組や雑誌記事でも、積極的に発言。

恐らくこの二人がいなかったら、住基ネットは今以上に超監視国家的構想が進められたのではないかと思う。今後、この二人には、住基ネットの廃止、新たな公共事業である住基ネットを使った電子政府構想との戦いに果敢に挑戦していただきたい。熾烈な戦いはこれからである。

住基ネット差止め訴訟を支援する会連絡先
東京都中野区本町6-22-16-805
Tel 03-5328-0656 飯島和夫
支援カンパは、
郵便振替00-80-4-553316
口座名 住基ネット差止め訴訟支援
一口千円以上。

住基ネットをめぐる各界の動向

コラム ちょっと計算してみました

たった10万円で国民を監視？
住民票コード11+氏名40+ふりがな80+生年月日8+性別1+住所90+変更情報10回変わるまで保存して2,600=以上、合計すると、2,830バイト。
国民1人当りの本人確認6情報は、約3キロバイトとなる。国民が1億2,500万人として、3キロバイト×125,000,000人=375ギガバイト。120ギガバイトのハードディスクは、パソコンショップで約3万円程度。10万円も出せば、国民の本人確認6情報を収めることができる。何百億円もいらぬのでは？
1枚のCD-Rで23万人分持ち出しできる
700メガバイトのCD-Rだと、700メガバイト÷3キロバイト=233,333人（目黒区、豊島区の人口程度）があっ

という間に持ち出せる。
ADSLなら数分で何十万人分もハッキング
いまはやりのADSL回線なら最大で毎秒400人分の6情報をダウンロードできる。10分で20万人以上。さらに高速な光ファイバー回線ならこの10倍の速度。不正アクセスに気づいてシステムを止めても、10数分で横浜市程度の人口の6情報は外部へ転送されてしまう。
名簿をナチはどこで手に入れたのか？
ナチス・ドイツのユダヤ人絶滅政策の効率化にはIBM社が開発したパンチカード機器「ホレリス」が不可欠だった。さらに、ナチの内務省高官は、すべての個人情報を集中する25階建ての円形のデータ塔を建てるという奇抜な提案を検討していた.....

《石村PIJ代表に聞く!》

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

電子政府構想にのつたインターネット申告は代理人申告にはなじまない
 税理士会は、全員確定申告・電子申告時代に対応する政策提言を
 インターネット利用の電子申告は納税者にやさしい制度なのか？

《話し手》

PIJ代表・白鷗大学教授

石村 耕治

《聞き手》

PIJ常任運営委員・税理士

平野 信吾

はじめに

〜電子申告インフラ整備の課題

一九八〇年代後半から、アメリカ合衆国(アメリカ)、カナダ、オーストラリアなどの先進各国では、税の「電子申告(Electronic Filing、Electronic Lodgment)」が広く普及してきています。国によっては、これまでの「文書申告(Paper Filing)」が減少してきたことから、「電子申告」を原則的な申告とする方向性を明らかにしているところもあります。

こうしたグローバルな動きに呼応する形で、わが国でも、一九九五年一月五日に開かれた全国国税局長会議で、初めて国税上の電子申告制度導入の方針がアナウンスされました。

た。また、一九九九年六月には、国税庁が主導する形で、国税審議官が主催する「申告手続の電子化等に関する研究会(以下「国税庁研究会」)」「(座長・水野忠恒一ツ橋大学教授)が設けられました。

わが国政府は、一九九九年十二月十九日にミレニアム・プロジェクトを公表しました。その中で、国家ICT(情報技術)戦略の核として、二〇〇三年度までに電子政府(e-Government)の実現を目指す方針を明らかにしています。その後、国税庁の国税の申告手続等に関する電子申告システムづくりは、この方針に沿い、電子政府づくりの一環として進められるに至っています。

国税庁研究会は、一九九九年六月以降、一〇回の研究会を開催し、二

〇〇年四月十九日に「望ましい電子申告制度の在り方について」の報告書を公表しました。この報告を受けて、電子申告制度の導入に向けた具体的なスケジュールとして、二〇〇〇年十一月から麹町税務署・練馬東税務署の二署での実験が開始されました。

法人納税者については、二〇〇〇年十一月から七百三社がこの実験に参加しました。また、個人納税者については、二〇〇一年二月から三百九十人がこの実験に参加しました。

これらの実験結果を踏まえ、操作性・セキュリティ・技術面などからの検証・検討を加え、二〇〇二年に、本格的な導入のための税法改正が予定されています。その後、法人税は二〇〇三(平成十五)年十一月

決算法人から、そして所得税は二〇〇三(平成十五)年分の確定申告から電子申告が本格実施されることになっていきます。

一方、地方税への電子申告制度の導入については、総務省は、このほど地方税の申告を納税者(住民)がインターネットを利用して行う電子申告システムの検討を開始することを決めました。国税庁の電子申告がスタートを予定している二〇〇四年度の同時運用開始を目標としており、国税・地方税が足並みを揃える形で整備が進められていくこととなります。

総務省の地方税への電子申告制度の導入は、政府のIT基本戦略やそれを法定したIT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)の成立(二〇〇〇年十一月二十九

日)を受けた電子自治体構想の一環として取り組まれています。

地方税制を担当する総務省自治税務局では、全国地方税務協議会や全国知事会などと近く、「地方税電子申告等推進協議会」を発足させ、電子申告システム導入に向けての具体策を検討してきています。住民からの電子申告を受け付けるシステムの開発と既成の税務システムとの連結が主なテーマとした模様です。二〇〇二年度は関係法令の整備を行い、二〇〇二年十月から試行を開始し、二〇〇三年度実施を目指すとのことです。インターネットを使った本人申告が中心で、添付資料は郵送する方式になる模様です。したがって、余り効率的ではなく、安全面でも不安の残る方式です。

現在の電子申告導入論議では、とかく技術論が先行しがちです。また、政府や政府プロジェクト利権に群がるIT企業が中心になり、ICカードとインターネットを使った電子申告の仕組みが常識であるかの如く検討が進められています。

しかし、フィンランドのように、二〇〇〇年に多額のカネ(税金)を投入し、世界に先駆けて国民ICカードとインターネットを核とした電子政府構想を実施に移したものの、頓挫してし

まったケースもあります。また、アメリカのように、インターネット電子申告(電腦申告)が多額の税金を食う割に、まったくうまく行っていないケースもあります。

こうした実情をみれば、ICカードとインターネットをツールとしたわが国の電子政府(「e-Gov」)構想の神話が崩壊した場合への代替策の準備も当然怠ってはならないといえます。現在、お役所とIT関連企業が中心になってわが国で進められているプロジェクトが、子供からお年よりまで、国民・納税者に広く開かれた使い勝手のよい電子手続の仕組みになっているのかは極めて疑わしいところとす。とくに、納税者の本人申請・申告の場合はともかくとして、税理士などが、関与先から依頼を受けて代理申請・申告を行うにはまったく使い勝手の悪い仕組みになっています。税務の電子化については、平均年齢では六十歳代が四三%も占めるという税理士界の実情も汲み取って考える必要もあります。

また、ICカードとインターネットをツールとしたわが国の電子政府(e-Gov)構想は、国民・納税者プライバシー保護の観点からも問題が多すぎます。Hケタの国民背番号(住民票コード)を振る住民基本台

帳ネットワーク(住基ネット)をベースとした国民一人一枚の「統一ID用ICカード」のような国民登録証制度は、まさにプライバシー公有化構想そのものです。こうしたカードとカードを使って、「人格の国家管理」をすすめる仕組みに対しては、国民的なコンセンサスが得られずはけません。

代理申請・申告に、こうした仕組みのカードを使えるとした場合、なりすまし・身元盗用犯罪の多発を招きかねません。一方、「ID用ICカード」を使えないとすると、納税者本人が、税理士などの求めに応じた電子委任状を作成することにも煩雑な手続を求められることとなります。多くの税理士は、自分の関与先のうち、どれくらいが電子委任状などの作成ができるのか皆目検討がつかないわけです。それにもかかわらず、電子申告インフラに対する投資が求められ。しかも、インターネット申告特有の「セキュリティ問題」への対応に追われるはめになりかねないわけです。一方で、従来からの文書申告の仕組みも維持しなければなりません。

関与先の許しを得て取り揃えたさまざまなゴム印や印鑑などに囲まれ、しかも数多くの添付書類の作成

に明け暮れしている税理士の日常の業務にマツチした安定した電子申告制度をつくりあげない限り、その普及は絶望的と言わざるを得ません。

さらに、電子申告制度の本格的な導入にあたっては、技術的な側面だけでなく、税務専門職に係わる法制度との調整など、多岐にわたる検討が求められてきます。とりわけ、わが国には、「税務書類の作成」や「税務相談」などを独占業務とする税理士制度があります。現在検討されている電子申告制度プランは、代理申告の利便性につながる仕組みなのかなど、今後の税理士業務と密接に絡んできます。したがって、広く国民・納税者に開かれた電子申告システムの構築には、税理士業務との関連についても精査するよう求められています。

国民一人一枚の「統一ID用ICカード」のような国民登録証を媒介とした電子申告の仕組みは、本来的に、本人申告を促進する仕組みです。長期的には、代理申告にはじわじわとマイナス効果を及ぼす仕組みである点を、税理士業界はよく吟味すべきです。

また、各国とは異なり、わが国の場合、年末調整という独特の仕組みがあります。この仕組みのもと、所

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

得税の納税義務を負う給与と所得者のうち確定申告をする者の数は限られています。したがって、現時点においては、電子申告の導入に伴う納税義務者側のメリットは、事業性の所得者に傾斜的に現れることになるようにも見えます。この点は、電子申告制度の評価をする場合に、他の西欧諸国と大きく異なる特徴といえます。しかし、最近、全員確定申告をする納税制度の導入が真剣に検討されてきています。とすれば、電子申告制度は、サラリードワーカー（給与所得者）や年金所得者などが使い勝手のよい、簡便かつ安全な仕組みでなければなりません。

さらに、国税の電子申告システムと地方税の電子申告システムをどう整合性を持たせて構築していくのかも、重い課題です。この場合、納税者の利便性を考えると、国税と地方税を一括して電子申告ができる「統合電子申告システム」、「ワン・ストップ・ファイリング」の仕組みを、いかに構築していくかも大きな課題です。

また、この場合、システム構築にあたっては、単に技術的な側面のみならず、自治体の税財制上の自治権を護り、住民に開かれた利便性の高い簡易な仕組みをどうデザインする

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

かなども、公共政策の選択の課題として慎重に検討されなければなりません。

以上のような多岐にわたる課題を綿密に点検することは、「国民・納税者が主役」の電子申告システム作りには必要不可欠です。

そこで、今回は、石村耕治PIJ代表に、「納税者・税理士にやさしい電子申告」はどう構築されるべきかについて、平野信吾PIJ常任運営委員がお話を伺います。

なお、ここでは、主に、電子申告の運用実績のある二つの国、すなわち 有償の税務サービスに対する強い政府規制をかけていないアメリカ合衆国（以下、アメリカ）の仕組みと、有償独占の税理士制度のあるオーストラリアの仕組みを取り上げ、比較しながら、石村代表に、わが国での制度導入に向けての課題を点検していただきました。

(PIJ事務局長 我妻憲利)

《目次》

はじめに

～電子申告インフラ整備の課題

I 電子申告とは何か

わが国での電子申告検討の経緯

1 電子申告実験の概要

(1) 対象税目と帳票

(2) 実験に現れた制度の特徴

(3) 実験システムの骨子

(4) 実験の手順

電子申告の普及と仲介者の課題

1 オーストラリアの実情

(1) 税理士に依頼する方式

(2) 郵便局に依頼する方式

(3) インターネットによる

本人申告方式

(4) 税務援助センターに

依頼する方式

2 アメリカの実情

(1) 現在稼働している

電子申告方式とその特質

電子申告

電話申告

インターネット(電脳)申告

(2) アメリカの税務専門職と

電子申告代行業務規制

(3) アメリカの税務援助と電子申告

ボランティア所得税援助

(VITA)プログラムの概要

高齢者向け税務相談

(TCE)プログラムの概要

NPOやボランティアによる

税務援助制度運用の実際

米退職者連盟(AARP)の

税務援助プログラムの実際

VITA・TCEと電子申告

3 わが国での税理士業務と仲介者

(電子申告代行業務規制)の課題

(1) アメリカン・モデル

(2) オーストラリアン・モデル

(3) わが国に最適なモデルとは

以上本号掲載分

電子申告の方法・手順の課題

1 各国の実情を探る

(1) オーストラリア

税理士関与電子申告

税理士無関与電子申告(A)

～本人電子申告

税理士無関与電子申告(B)

～税務援助電子申告

(2) アメリカ

2 わが国のプランを

他国の制度と比べて読む

(1) わが国プランに欠ける

「納税者が主役」の視点

(2) 求められる全員確定申告を

前提とした電子申告インフラ

(3) 税務援助と電子申告の接点

納税者等の認証の課題

1 認証の意味

(1) 公的個人認証制度

(2) 税理士資格認証の手続

(3) 税理士関与電子申告と認証の課題

2 認証制度についての他国との比較
インターネット申告の
課題をグローバルに探る

1 オーストラリアでの

インターネット申告 (e-Tax) の現状

(1) ATO の e-Tax 利用ガイド

(2) ATO の

e-Tax「Q&A」の紹介

2 アメリカの電脳申告制度の概況

(1) 遅々として進まない

OMB の電脳申告拡大プラン

(2) 電脳申告の利用が拡大しない原因

納税者サイドの事情

役所サイドの事情

3 わが国での

インターネット申告の課題

(1) インターネット申告は

マクロの目標

(2) 税理士の現状を見据え、

ダイヤルアップ方式の推進を

(3) やさしい電子申告の

導入と規制緩和

むすびにかえて

税理士会は、しっかりと主張を

電子申告とは何か

(平野) 財務省・国税庁は、二〇〇四年から電子納税申告を開始するといっています。日本経済新聞二〇〇二年七月二十二日朝刊では、「電子納税二〇〇四年開始」の見出しで、インターネットを使って自宅のパソコンから確定申告ができるようになる、とかいっています。

しかし、この記事では、納税者が本人申告するケースに触れただけで、税理士などによる代理人申告については一切触れていません。国税庁は、代理人申告もインターネットを使ってやる方針を明らかにしています。しかし、インターネット申告は、外国では、まったくうまくいっていないと聞きまます。代理人申告は、依然、安定したダイヤルアップ(専用回線)方式のようです。こうした点を含め、わが国での納税者・税理士にやさしい電子申告のあり方についてお話をいただきたいと思えます。

まず、電子申告とは何かについてお話ください。

(石村) 分かりました。まず、電子申告の意義について触れます。わが国では、従来から、納税者や税理士は、課税庁に対し、書面で納税申告書(以下「文書申告」)を提出して

いる一方、今日、ほとんどの会計帳簿等は、コンピュータを使って情報処理され、電子データ形で保存されています。それにもかかわらず、申告時には、紙にわざわざプリントしているのが実情です。

こうした不合理・非効率的な状況の改善をねらいに、電子データの形(ファイル)で申告するのを認めようというのが「電子申告」です。

(平野) と言うことは、電子申告ができるとなると、申告時に紙にプリントする作業は要なくなるということですね。

(石村) そうです。このように、電子申告とは、納税申告書などを電子データ・ファイルのまま課税庁に提出する方式を指します。もっとも、すべての税目が電子申告に適するとは言えません。

(平野) また、添付書類などをどう取扱つかなどの問題もありますね。

(石村) そのとおりです。

(平野) ところで、ひとくちに「電子申告」といっても多様な方式があるようですね。

(石村) そうです。大まかにいえば、(1)「狭義の電子申告」、(2)「電話申告」、(3)「電脳申告」に分けることができます。(次ページ「図1」)

わが国での電子申告検討の経緯

(平野) ところで、私の方から、わが国における、これまでの国税上の電子申告制度検討の経緯及び本格的な導入までのスケジュールをあげてみます。年代順に示すと、次ページの「表1」のとおりです。

1 電子申告実験のあらまし

(平野) こうした経緯ですが、実験の具体的な内容はどのようなものだったのでしょうか。

(石村) そうですね。この実験は、暗号化措置、本人確認方法など技術的な面を含め、本格導入を目指す電子申告システムの開発に必要なデータを得ることをねらいとしていたようです。いわゆる「技術」的側面についての点検が中心でした。このことから、電子申告導入に伴う法制度や現存する政府規制との調整などは、いまだ積み残したまま実験を開始したといえます。

この実験の対象は、「システム」開発、「ハードウェア」、「ソフトウェア」及び「セキュリティの確保」が中核となっていました。具体的には、公募に応じた納税者や税理士のモニターの協力を得て、所得税、法人税及び消費税の申告書データを、インターネッ

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

〔図1〕電子申告の基本的な類型

・ダイヤルアップ（パソコン通信）方式の電子申告

《I-A方式》

納税者〔申告書等を持参、郵送〕 仲介者〔電話回線〕

《I-B方式》

納税者～〔インターネット〕 仲介者〔電話回線〕

《I-C方式》

納税者 - 〔電話回線〕
・電話申告（テレファイル）

《方式》

納税者 - 〔ブッシュ回線〕

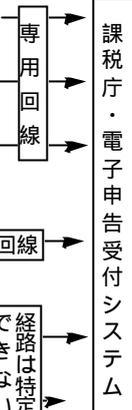
・インターネット方式の電子申告（電腦申告）

《-A方式》

納税者 〔インターネット〕

《-B方式》

納税者 仲介者〔インターネット〕



ト又は電話回線（ダイヤルアップ）を使って国税庁の電子申告受付システム（コンピュータ・サーバー）「受付コンピュータ」に送信する実験を行うものでした。
（平野）この電子申告実験を行う財務署は前に触れた二署でした。実験はモニターを指定して行うわけですが、法人については一財務署あたり一〇〇法人、個人については三〇〇～四〇〇人とされています。この実験に投入される予算は五億五千五百万円でした。

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

(1) 実験対象税目と帳票

（石村）実験の具体的内容については、導入説明書や実験仕様書の概要によると、電子申告の実験対象の範囲となる税目は四つ、帳票は、「納税申告書」+「法定添付書類」で六十八種類です（表2）。

(2) 実験に現れた制度の特質

（平野）この実験に現れたわが国電子申告制度の特質は、どういったものなのか。
（石村）そうですね。端的にい

〔表1〕国税上の電子申告制度検討の経緯（国税庁）及び本格的な導入までのスケジュール

- ・1995.10.5：「全国国税局長会議」にて“電子申告制度”導入のアナウンス
- ・1999.6.21：国税庁主催「申告手続の電子化等に関する研究会」第1回会合を開催
- （2000.4.19：最終報告書を公表）
- ・1999.10.28：国税庁「資料提供招請に関する公表」を官報〔号外政府調達第200号8～9頁〕に掲載
- ・1999.11.8：国税庁、説明会を開催。日税連を含め、36社が参加。同日、資料「電子申告実験システム導入説明書」〔以下「導入説明書」〕を参加者に配布
- ・2000.4：国税庁、電子申告実験案「電子申告に係る実験について～仕様書：電子納税申告実験システムの開発等」〔以下「実験仕様書」〕を公表。
模擬テスト（各国税局ごとに、数署〔全国で69署〕で、電子申告シミュレーション）を実施
- ・2000.6：国税庁、入札手続完了
- ・2000.7：国税庁、電子申告の実験を開始
- ・2001.7：システム設計開始
- ・2002.3：システム設計完了
- ・2004.2：インターネットを使った電子申告の本格実施
法人税は2003（平成15）年11月決算法人から
所得税は2003（平成15）年分の確定申告から

〔表2〕電子申告の実験対象税目及び帳票

- 税目4種：法人税、申告所得税、消費税、源泉所得税
- 帳票68件：法人税46件、申告所得税16件、消費税5件、源泉所得税1件
- (1)法人税46件
 - ・法人税別表21件：別表一（一）～別表十六（八）
 - ・法人事業概況説明書〔12件のうち、5件〕：製造業・修理業、卸売業、小売業、建設業、サービス業（修理業を除く）
 - ・勘定科目の内訳明細書〔16件〕：預貯金等の内訳書～雑益・雑損失等の内訳書
 - ・貸借対照表、損益計算書、損益金の処分表、資本積立金額の増減に関する明細書
- (2)申告所得税16件
 - ・確定申告書：一般用（白色）、一般用（青色）、給与所得者の還付申告用、公的年金用
 - ・収支内訳書：一般用、農業所得用、不動産所得用
 - ・青色申告決算書：一般用、農業所得用、不動産所得用
 - ・付表：医師・歯科医師の青色申告決算書（付表）
収支内訳書（一般用）付表（医師・歯科医師用）
 - ・所得の内訳書、財産・債務明細書、住宅取得等特別控除額計算明細書、医療費控除の内訳書
- (3)消費税5件
 - ・申告書：一般申告用、簡易課税用
 - ・付表：付表2〔課税割合・控除対象仕入税額等の計算書〕
付表5〔控除対象仕入れ税額の計算書〕
 - ・仕入控除明細書
- (4)源泉徴収税1件
 - ・源泉徴収高計算書（汎用）

ば、第一に、データ処理・電子送達の対象が、納税申告書+法定添付書類と、かなり広範に及んでいることです。それから、第二に、対象税目も、法人税、申告所得税、消費税、源泉徴収税と、これも他国と比べると、かなり広範に及んでいるのも、特徴といえますね。
また、添付書類等の課税庁への送達は、納税者が作成する決算書や内訳書等は「電子データ送達」、第三者作成の源泉票や領収書

等は「原本を郵送」する方針となっていることなども特徴といえるでしょうね。
(3) 実験システムの骨子
（平野）電子申告の送達は、どういった方式を使ったのですか。
（石村）導入説明書や実験仕様書によると、「次頁表3」のとおりです。

- 〔表3〕 国税庁が考える電子申告の送達方式
- ・ 予め納税者等の本人確認ができる仕組み（電子認証制度）を作る
 - ・ 納税者等はパソコン等で申告データを作成し、課税庁の受付コンピュータに送信する。
 - ・ 送信方法の検討：
 - ・ 納税者等が課税庁にダイヤルアップ（電話回線）で直接接続する方法
 - ・ インターネットを介して接続する方法
 - ・ 電子データの作成方法の検討：
 - ・ 課税庁が申告用ソフトを開発する方法
 - ・ 既存の申告書作成ソフトを使い、課税庁が定めるデータ形式に変換する方法
 - ・ 市販の表計算ソフトを使い入力する方法
 - ・ ブラウザ（閲覧ソフトウェア）上で入力する方法
 - ・ その他
 - ・ セキュリティの検討：
 - ・ 外部に対するセキュリティ
 - ・ 内部に対するセキュリティ
 - ・ 課税庁は、申告データの受信後、受理通知を返信する。また、申告データを所轄署等に転送
 - ・ 申告データは国税庁で保存

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

最後に、受付結果の確認を経て申告は完了となる、といった手順です。つまり、電子署名を行う場合の、電子申告実験システムの手順は、簡潔に図示すると、「図2」のようになります。このように電子申告の普及と仲介者の役割を普及させよ（平野）電子申告を普及させよ

課税庁が電子申告の普及と仲介者の役割を普及させよ

（平野）電子申告を普及させよ

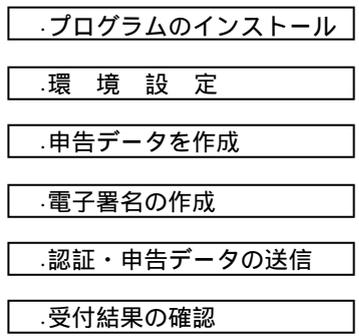
(4) 実験の手順

（平野）公表されている情報によると、二〇〇〇年十一月二十七日から、いずれも東京都内の、練馬東税務署と麹町税務署で電子申告実験の受付が開始されたこと*1。

その後、インターネット申告実験参加者には、税務署から、『電子申告実験システム操作マニュアル』や実験シ

システムが収録されたCD-ROMなどが送付されたよう*2。実験はどういった手順で行われたのでしょうか。（石村）手順としては、まず、送付を受けたソフトウェア（プログラム）を各自のパソコンにインストールする。その後、ブラウザ（閲覧ソフトウェア）などの環境設定を行い、申告データの作成、電子署名の作成、課税庁受付システムへ申告データを送信する。

〔図2〕 電子申告実験システムの手順



申告のために、課税庁と専用回線で結び、電子申告ファイルを送達すること（《I C方式》）も、理論的には可能です。しかし、これは、余りにも非効率であり、現実的とはいえません。

（平野）同じことは、インターネットを使った電脳申告の場合にもいえないではないですね。

（石村）後に触れますが、いかにパソコンにたけていても、インターネットを使って電子ファイルを送達するのは面倒ですからね。いかにインターネットを使った電脳申告が普及していったとしても、社会的な電子申告基盤（インフラ）として、課税庁認定の「電子申告代行業者」のような仕組みを作る必要が出てきますね。とりわけ、ダイヤルアップ方式の電子申告の場合、こうした電子申告ファイルを送達する「電子申告代行業者」、つまり電子申告の「仲介者（provider）」の存在は、必要不可欠となるように思います。

（平野）電子申告インフラの構築にあたり、「仲介者」をどう位置付けるべきかについては難しい課題ですね。とりわけ「税務書類の作成」について政府規制が実施され、それを独占業務とする税理士制度がある国

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

の場合では、大きな問題となるように思います。税務情報という金融ブライバシーが関連してくる問題もありますし。

(石村)「仲介者」のあり方についての問題点を点検するために、ここでは、「税務書類の作成」を独占業務とする税理士制度のある オーストラリアの例と、それを独占業務としていない アメリカを例とをあげて説明して見たいと思います。

(平野) 確か、オーストラリアの税理士制度は、有償独占をベースとしていましたね。

1 オーストラリアの実情

(石村) オーストラリア国税庁(A TO = Australian Taxation Office)は、納税者の申告代行者とATOとの間で専用回線を使ったパソコン通信によるダイアルアップ方式の電子申告(E L S = Electronic Lodgment System)を導入、普及させました。つまり、当初から、電子申告代行者(仲介者)を必要とする方式(《A》方式)、《B》方式(《B》方式)で、電子申告を制度化したわけですね。

(平野)ところで、オーストラリアには、わが国の税理士とほぼ同様の業務を行う「登録税理士(Registered Tax

Agents)」の制度がありますね。

(石村)そのとおりです。この制度の下、税理士として登録した者だけが、「報酬を得て」各種税務申告書の作成・提出等ができます。つまり、「有償独占」を基礎とした税理士制度があるわけです。税理士には、公会計士(つまり、C A 〃 勅許会計士、C P A 〃 公認実務会計士など)や弁護士を含め、登録審査基準に合格した者がなれます³⁾。

(平野) オーストラリアにおいて、税務書類の作成などの業務が税理士の「有償独占」とされているわけですね。

(石村) そうです。言い換えると、「無償」の場合は別として、対価を得て他人のための電子申告ファイルを送達する業務を「非税理士」はできないことになっているわけです。非税理士が、こうした仲介業務を有償で行うと、二千A\$ドル以下の罰金に処せられる怖れがあります。

(1) 税理士に依頼する方式

(平野) ということは、有償独占を基礎とする税理士制度の下、オーストラリア国税庁(A TO)は、ダイアルアップ方式の電子申告の代行業務を行える仲介者を税理士に限定する政策を採ったわけですね。

(石村) そうです。税理士は、電子申告代行業務を行う旨の登録を行えば、仲介者になれるわけです。

税理士制度のあるオーストラリアの場合、全員確定申告を前提としていることもあって、税理士の関与度は非常に高い。法人納税者の九割以上、個人納税者の八割近くは、税理士に納税申告を委任しています。ある意味では、こうした税理士の関与度の高さが、税理士を仲介者とするダイアルアップ方式の電子申告の成功に大きく貢献した一因のようです。

(2) 郵便局に依頼する方式

(平野) 一方、オーストラリアの場合、税理士の関与を要せず、本人申告をする納税者で、電子申告を望む人に対しても、インフラを用意していますね。

(石村) そのとおりです。郵便局(オーストラリア郵政公社)を仲介者(プロバイダー)とするインフラをつくり、便宜を図っています。この郵便局に依頼する方式(《A》方式)は、タックスバック・エクスプレス(TaxPack Express)と呼ばれています。

(平野) どのような形で郵便局がプロバイダー業務をやっているのですか。(石村) まず、各納税者から各州の郵

政公社に送られてきた申告情報を、同公社・電子申告部でデータ処理します。そして、処理済の電子申告ファイルは、電話専用回線を通じてATOのE L S(電子申告)サーバーに送達する、といった手順です。

(平野) いかん税理士関与率が高いといっても、本人申告したい納税者の便宜を考えるのは当然ですね。

(石村) まあ、後で触れますが、まさに、ここが、わが国の電子申告制度導入論議に欠けている点ですね。

いずれにしても、オーストラリアでは、「税務書類の作成」業務が税理士の有償独占とされている実情をも加味し、電子申告のための社会的インフラを郵便局に求める政策を選択・実施しているわけです。

(平野) オーストラリアにおける有償独占を基礎とする税理士業務と郵政公社のプロバイダー(仲介者)業務との関係について、触れてください。

(石村) 分かりました。納税申告情報のデータ処理については、納税者が課税庁(A TO)に直接出かけて行ってやってもらう方法も考えられなくもありません。しかし、署の数が限られ、広大な国土を抱えるオーストラリアの場合には、それは不可能であり、大方は郵送によらざるを得ないわけですね。

納税者は郵政公社指定の封筒に記載済みの納税申告書を同封し、二十ドル五十セント(約千五百円)の切手を貼って電子申告部あてに投函する。郵政公社の方は、当該文書申告書をATOに直接配達するのではなく、申告書内容をデータ処理した上で、電話専用回線を使ってATOのELSサーバーに電子送達する。

このような仕組みからも分かるように、納税者にチャージされる二十ドル五十セントは、性格的には、電子手段を使ってはいませんが、あくまでも送達料+手数料+10%のGST(消費税)です。

(平野) ということは、郵政公社は、非税理士に禁じられている「有償」の「税務書類の作成」業務を行っているとはみなされていないわけですね。

(石村) そのとおりです。

(3) インターネット

による本人申告方式

(平野) オーストラリアでは、郵便局を使ったダイアルアップ方式の電子申告に加え、インターネットを使った電脳申告も公式に始まっていますね。

(石村) オーストラリア国税庁(ATO)は、二〇〇〇年から新たに、個人納税者向けに、インターネット

を使った電脳申告(《A方式》、《B方式》)を本格的に導入しました。

オーストラリアの場合、電脳申告は「eTax」と呼ばれています。新たな「eTax」の導入により、個人納税者は、インターネットを通じてATOのサイトから電子申告に必要なソフトウェアをダウンロードし、本人確認(電子認証)の手続をした上で、申告情報ファイルを作成できるようにになりました。そして、作成した自分の申告ファイルを、インターネットでATOのELSサーバー(電子申告サーバー)に直接送達することができるようになりました。

(平野) 現在、「eTax」は、個人所得税について本人申告を行う納税者の場合に限り、利用できるわけですね。ということは、法人納税者や代理申告を行う税理士は利用できないことになるわけですね。

(石村) そのとおりです。この「eTax」方式(電脳申告)によれば、税理士ないしは、郵便局のような仲介者(プロバイダー)はいなくとも申告が可能となります。しかし、この「eTax」方式(電脳申告)には、電子認証や電子署名のようなセキュリティ面でのかなり厄介な問題があるわけです。電脳申告は、コンピュータをい

じれない人やいじれる人でも時間のない人、さらには代理人申告や複雑なケースの本人申告にはなじまないわけです。

(平野) 確かに年一回の確定申告をする人にとって、ウィルスやハッカー対策に時間を割きながら、電子認証など複雑な操作が要るインターネット申告が朗報になるのかどうかは疑問ですね。申告書の郵送の方が面倒でないということにもなりかねないですね。

(石村) この点は、後に触れますが、わが国でも同じ問題がありますね。

(4) 税務援助センターに依頼する方式

(平野) オーストラリアは全員確定申告をするのが前提となっていますね。この制度を側面から支えている税務援助の仕組みがありますね。税務援助会場での電子申告の利用はどうなのでしょう。

(石村) すでに触れたように、オーストラリアには、有償独占の税理士制度があります。この制度の下、無償の税務援助(Tax Help)を税理士は一切やらない仕組みになっています。無償の税務援助については、全面的に課税庁(ATO)がアレンジしてやっています。

(平野) わが国の場合、税理士が全

面的に税務援助をやっています。これは、無償独占の税理士制度に起因しています。オーストラリアの税理士は、税務援助から解放されているわけですね。

(石村) そのとおりです。ATOは、民間ボランティアを募り、研修を行った上で、能力認定されたボランティアを使って税務援助プログラムを実施する態勢を敷いています。

毎年、全国約一千カ所に設けられる税務援助(Tax Help)センターで、約二、三〇〇人の認定ボランティアを使って、六万件前後の無償申告援助事業に対応しています。

(平野) 税務援助の対象となるのは、どのような人たちでしょうか。

(石村) 個人納税者のうち、税理士を利用する資力のない低所得者(例えば夫婦子供二人の場合では所得額三一、五二九ドル以下。1Aus\$=6円換算で、約百八十九万円以下)で、高齢者、先住民、体の不自由な者、非英語圏出身者などです。対象所得の範囲も、給与、年金、利子、配当など簡易なものに限られます。不動産、事業、譲渡など複雑な税務は対象外です。

(平野) これら税務援助センターでは、無償で電子申告ファイルの送達も行っているわけですね。

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

2 アメリカの実情

(石村) そうです。従来は文書申告だったようです。電子申告が始まったからは専用回線を使った電子申告。そしてインターネットを使った電子申告も一部採用してきているようです。

(平野) つまり、税務援助センターが仲介者となって無償で、ダイアルアップ方式の電子申告、そして一部電子申告「e-Tax」(《B方式》)を行っているわけですね。電子申告の場合でも、仲介者を必要とする方式になるわけですね。

(石村) そうです。ただ、実際には、インターネットを使った電子申告はかなり厄介で、税務援助センターでは余り普及していないようです。というのは、電子申告の場合、セキュリティ対策上、一件ずつ申告ソフトをブラウザに組み込んで申告ファイルを作成しないといけないわけです。税務援助センターで、一々二台のパソコンで電子送達をするとなると、前に組み込んだ申告ソフトをはずして次の申告ソフトを組み込み、ファイルを作成しなければならぬわけです。煩雑な操作が必要で、手間が大変です。やはり、大量の申告ファイルを送るにはダイアルアップ方式の電子申告の方が簡単で、安全・確実なようです。

(平野) 次にアメリカの電子申告の状況について伺いたいと思います。

(石村) アメリカにおける電子申告は、一九八六年に連邦個人所得税について試験的に導入されたのが始まりです。一九九〇年に本格的に導入され、全国的な規模で課税庁(IRS)への電子申告が可能となりました。

(平野) アメリカで採用されている電子申告の方式、その展開に伴う税務専門職規制との関係、さらには税務援助の一環として電子申告の実情などについてお話ください。

(1) 現在稼働している

電子申告方式とその特質

(石村) アメリカにおいては、電子申告の方式としては、大きく分けると、ダイアルアップ方式の「電子申告(Electronic Filing)」、「プッシュ回線を使った「電話申告(Tele File)」及び「インターネットを使った「電子申告(Electronic Filing)」の三つがあります。

電子申告(Electronic Filing)
(平野) それでは、まず、専用回線を使った「電子申告」から説明してください。

(石村) アメリカにおける「電子申告(Electronic Filing)」は、連邦所得税

及び州所得税などについて、ダイアルアップ方式が広く採用されています。つまり、連邦税の場合には、連邦の課税庁である内国歳入庁(IRS=Internal Revenue Service)と納税者の申告代行者との間で専用電話回線を使ったパソコン通信による電子申告(《A方式》、《B方式》)を導入、普及させました。

この方式は、データ・セキュリティ上は極めて安全です。しかし、一方で、電子申告代行業者(仲介者)を必要とします。

電話申告

(平野) 次に、「電話申告」について説明ください。

(石村) アメリカにおける「電話申告(Tele File)」(《方式》)、つまり「テレファイル」は、一九九二年に開始されました。「電話申告」は、プッシュ回線を使えば、本人申告ができ、仲介者も要しないことから、好評です。

(平野) 「電話申告」は、理論的には「本人申告」の仕組みですね。

(石村) そのとおりです。納税者は、自己の申告データを、プッシュ回線を使ってIRS(課税庁)の申告受付サーバーに直接入力することになります。申告データの入力が必要

すると、コンピュータ(テレファイル)が自動的に税額計算を行い、入力した納税者に対し、還付税額又は追加納付税額を通告します。

テレファイルは、納税者側にとっては、a) 手軽に申告ができること、b) 電話代は課税庁もちで申告代行業者の手を借りる必要がないこと、c) 迅速に申告ができること、d) 迅速に税の還付が受けられることなどのメリットがあります。一方、課税庁側にとっては、a) 職員が原因での入力ミスがなくなること、b) 納税者への窓口対応が要らなくなることなどのメリットがあります。

(平野) どの層の納税者が利用しているのですか。

(石村) 給与所得者の簡単な還付申告の場合は便利なようです。しかし、事業所得とか、複雑な申告には不向きです。

(平野) 利用実績はかなりなものですか。

(石村) 州税ではいくつかの州で使われているようです。連邦税では、財務省・内国歳入庁が当初考えていたほど普及していないようです。最近では、音声入力本人確認システムの開発など、改良して普及を図ろうという動きも見られます。しかし、プッシュ回線電話自体が衰退して来て

いることもあり、将来性は定かではないようです。

(平野) 電話代は課税庁払いということですが。

(石村) そうです。私もアメリカでトライしたことがあります。やはり、操作がなかなか厄介です。何回もやり直すと、電話代がもつたみたいとみえて、「あなたは文書で申告してください」といったアナウンスで、プツンされた経験があります(笑)。

インターネット(電脳)申告

(平野) インターネットを使った電子申告について伺いたいと思います。

(石村) アメリカ連邦税上の「電脳申告」(《 A方式》)は、「サイバーファイル(CyberFile)」と呼ばれて、開発されてきました。「電脳申告」は、ダイアルアップ方式の「電子申告」とは異なり、申告代行業者(仲介者)の手を借りることなく、申告義務者自身の手で申告が可能になるのが特徴です。ただ、一方では、申告義務者にはコンピュータを操作できるかなり高度の技能が求められます。

(平野) 電脳申告は、テレファイルと同様に、性格的には「本人申告」の仕組みですね。

(石村) そのとおりです。ただ、先に

触れたように、テレファイルは、法人の場合や、個人の場合であつても複雑な内容の申告のときには適さない。この点について、サイバーファイルでは問題が少ないといえます。

もっとも、後に詳しく触れるように、たとえ電子申告を電脳申告に一本化できたとしても、コンピュータが不得手な納税者あるいは得意であつても面倒だと思つた納税者向けに、社会的な電子申告インフラとして、仲介者の仕組みを用意せざるを得ないように思います。したがつて、インターネット申告の本格導入・制度化にあつては、仲介者がいる電脳申告の仕組み(《 B方式》)の検討も、同時に求められてくるといえます。

(平野) わが国の論議では、「仲介者がいる電脳申告の仕組み」については完全に逃げていますが、現実には逃げたは通れない問題ですね。

(石村) わが国の電子申告導入論議では、「役所が主役」で、どう納税者にやさしい電子申告をつくりあげるかの視点が完全に欠落していますから、仲介者の議論を避けてはおかむりしようとするわけでしょう。この点は、後で、触れたいと思います。

(2) アメリカの税務専門職と

仲介者(電子申告代行)業務規制

(平野) アメリカにおいては、わが国の年末調整に相当する制度がなく、原則として全員確定申告をする。制度となっていますね。

こうした全員確定申告を建前とする納税制度のもとでは、大量の確定申告が期限内に終えられるようにすることは、公共政策上の重要な課題だと思えます。大量の無申告者や無還付申告者を出さないためにも、徹底した民間の納税申告支援制度が求められると思います。こうした観点から、電子申告の課題について伺いたいと思います。

(石村) アメリカにおいては、民間の納税申告支援業務については、税務専門職に加え、民間の確定申告代行業者(Return Preparers)が、有償で第三者のための申告の代行を行っています。さらに、ボランティア・ベースの民間の税務援助制度がよく整備されています。

(平野) 民間の税務サービスに対する政府規制が弱いということもあるのでしょうか。

(石村) アメリカの場合、わが国とは対照的に、「税務書類の作成」と「税務相談」業務に対し、強い政府規制をかけていません。一定の警察規制はあるものの、税務専門職の絶対独占にはなっていません。

(平野) つまり、こうした業務は、原則として有償・無償を問わず、能力があれば誰でもできるわけですね。

(石村) そうです。アメリカにおける代表的な民間確定申告代行業者としては、H&Rブロック社があげられます。同社は、巨大な申告代行業者です。全米に九千余りの営業所を有し、二〇〇一年度をみても千六百四十四万件余りの申告書の作成支援を行っています。提出された申告書の七件に一件は、同社が関与した結果になつている状況です。また、同社の電子申告ソフト及び電子申告ソフトウェアサービスの利用者は二百万件を超えています。

(平野) こうした、コマース・ベースの有償の申告支援業者に加え、他方では、大量のボランティアを動員した無償ベースの各種税務援助が実施されているわけですね。

(石村) そのとおりです。連邦所得税の申告納税に関する無償の税務援助は多岐にわたり、きめ細かな制度となっています。今日、こうした無償の税務援助制度は、アメリカにおける申告納税制度を維持・発展させる上で必要不可欠なものとなっています。

すでに触れたように、アメリカでは、各種税務書類の作成・提出等は、税務専門職の独占業務になつて

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

いません。このため、有償、無償を問わず、能力があれば、原則として誰でもできます。

(平野)つまり、この種の業務については、後に触れるように、あえて強い「政府規制」をかけずに、「市場競争」原理に委ねる公共政策を選択しているわけですね。

(石村)そうですね。ただ、連邦税の電子申告を代行する業務を行う場合には、「内国歳入庁認可電子申告者 (Authorized IRS e-file Provider)」として、連邦の課税庁の認可を受けなければなりません。つまり、電子申告仲介業務については、弱い形であるが、政府規制をかけているわけです。

この規制のもと、法令の要件を満たすものは、個人・法人等を問わず、電子申告者の認可を受けることができます。

(平野)ところで、まず、アメリカの税金の専門職について若干触れてください。

(石村)分かりました。アメリカの場合、税金の職業専門家としては、弁護士 (Attorney-at-Law)、公認会計士 (CPA = Certified Public Accountant) のほか、登録税務士 (EA = Enrolled Agent) などをあげることが出来ます。

これらのうち、と は各州ペー

スの資格です。これに対しては連邦 (国) ペースの資格です。

連邦課税庁 (内国歳入庁、IRS) は、納税者の依頼を受けてIRS所管の業務に係わり、依頼人の権利、特権または債務について、IRSの職員に対する表示行為を代理できる者を、上記、及びなどに限定しています。つまり、「内国歳入庁の所管事項について他人を代理して (税務代理) 業務ができる専門職」を制限し、その専門職の独占業務とする施策を実施しているわけです。⁴

(平野) こうした定めからみて、税務代理以外の、例えば納税申告書の作成やそれに係わる税務相談などの業務は、「内国歳入庁の所管事項に係わる業務」に該当しないわけですね。

(石村) そうです。ですから、弁護士、公認会計士、登録税務士などの資格を有しない者も行うことができるわけですね。⁵

(平野) それで、先ほどあげられたH & R ブロック社などは、どういった職業人になるわけですか。

(石村) 弁護士、CPAやEA、さらには登録保険計理士やその他特例適用者のほか、アメリカには、他人のために納税申告書を有償で作成することを主な業務とする

TRP (Tax Return Preparer) という名称の職業人がいるわけです。わが国では、「納税申告書作成者」ないしは「納税申告書準備者」と訳されています。

TRPという分類上の職種は、主に依頼人である消費者の保護や虚偽申告書の作成を規制することをねらいに、政府規制により一九七六年の連邦の法律で初めてつくられたものです。

(平野) 、 、 などの専門職の場合には、審査ないしは試験に合格して初めて資格が得られることになっていますね。

(石村) そうです。これに対して、TRP、つまり「納税申告書作成者」の場合には、有料で所得税の納税申告書の作成を行うなど一定の法定要件に当てはまると、この職種に分類され、法律上の規制を受け、一定の受任義務を負わなければならない仕組みになっています。

(平野) もちろん、ないしはなどの専門職の者も、TRP法定要件に該当すると、TRP規制の対象となるわけですね。⁶

(石村) そのとおりです。これらTRP規制の対象となる者も、連邦税の電子申告を代行する業務を行う場合には、「内国歳入庁認可電子申告

業者 (Authorized IRS e-file Provider)」として、新たに連邦の課税庁に届出、認可を受けなければなりません。

(3) アメリカの税務援助と電子申告

(平野) アメリカにおいては、わが国の年末調整に相当する制度がなく、原則として全員確定申告をする形となっています。こうした仕組みの下での税務援助はどうなっているのでしょうか。

(石村) 連邦税上の税務援助は多岐にわたり、きめ細かな制度となっています。今日、こうした税務援助制度は、申告納税制度の維持・展開にとって極めて重要な存在になっており、欠くことのできないものといえます。

連邦税上の税務援助制度は、おおまかにいうと、次頁の「表4」のよ

うな仕組みから成り立っています。アメリカの税務援助制度の特徴は、端的に言えば、税務援助はすべて課税庁 (IRS) 内国歳入庁) 主導で実施され、その運営などに職業専門家団体は一切関与していないことです。

(平野) オーストラリアと似たところもありますね。

(石村) そういった見方もできますね。ただ、見方を換え、グローバルに

〔表4〕アメリカの税務援助制度

- ボランティア所得税援助 (VITA=Volunteer Income Tax Assistance) プログラム
- 高齢者向け税務相談 (TCE=Tax Counseling for Elderly) プログラム
- 学生税務相談所プログラム (STC=Student Tax Clinic Program)
- 銀行・郵便局・図書館 (BPOL=Bank, Post Office, and Library) プログラム
- 低所得納税者相談所 (LITC=Low-Income Taxpayer Clinics) プログラム
- 納税者権利擁護サービス (Taxpayer Advocate Service)

みると、わが国の税務援助が異端といえる可能性もありますが、いずれにしても、「表4」のように、IRS主導で実施している税務援助プログラムは多岐にわたります。そのほとんどは、無償ないしは実質的に無償です。多くのプログラムでは、IRSが民間ボランティアを募集し、研修を実施した後、納税申告書の作成およびそれに係わる税務相談を担当してもらう体制にあるわけです。

ちなみに、税務援助ボランティアに参加を望む者は、最寄りのIRSの納税者教育コーディネーター (Taxpayer Education Coordinator) ないしは公共業務担当官 (Public Affairs Officer) にコンタクトすれば、必要な情報を入手できます。

ボランティア所得税援助 (VITA) プログラムの概要

(平野) ボランティアが主体となった税務援助プログラムについては、わが国の税理士や納税者にも興味があると思います。各プログラムについて説明してください。

(石村) ボランティア所得税援助 (VITA=Volunteer Income Tax Assistance) プログラムは、個人所得税の申告書の作成にあたり、有償の職業専門家や申告書作成業者に依頼する資力のない納税者を支援するために実施されているものです。

このVITAプログラムにおける税務援助業務は、IRSの募集に応じ研修を受けた民間ボランティアが担当しています。ボランティアには、大学生、法科大学院生、職業専門家団体の会員、退職者、宗教団体の有志、軍隊の有志、市民団体の有志など、多様な市民が参加しています。ボランティアに対する研修は、IRSの研修担当が行い、ボランティアに都合のよい場所で、毎年、十二月から一月

にかけて実施されています。

(平野) ひとつちにボランティアといっても、いろんな資質の人がいると思いますが、全員が申告書の書き方指導に適しているとは思われませんが。

(石村) いわれるとおりです。ボランティアは、その適性に依りて、VITAプログラムに参加が求められます。仕事の種類は、直接の申告書作成業務や、自書申告の指導から、VITA会場の運営や、広報活動まで、さまざまです。

(平野) 援助対象者はどのような層なのでしょうが。

(石村) VITAプログラムでは、とくに低所得者、高齢者、体の不自由な人、英語が母国語でない人などを対象に無償で援助を提供しています。援助業務の範囲は、基本的な個人所得税申告書の作成およびそれに伴う税務相談、申告指導です。多くの会場では、無償の電子申告も行っています。

(平野) 会場では、ダイアルアップ方式の電子申告を使っているわけですね。

(石村) そのとおりです。インターネット方式は、セキュリティ問題があり、煩雑な操作が要するため、大量の代理人申告には不向きですから。(平野) 相談会場はどんなところにか

設置されているのですか。

(石村) VITAプログラムの実施会場は、一般に、コミュニティ・センター、図書館、学校、商店街など、来訪者に便利な場所に設定されています。大学の単位認定ボランティア課程と連動する形で援助業務が行われている場合には、大学のキャンパス内に設定されている例もあります。

高齢者向け税務相談

(TCE) プログラムの概要

(平野) それから、アメリカの税務援助制度のもう一つの柱である。高齢者向けのプログラムについて説明してください。

(石村) この高齢者向け税務相談 (TCE=Tax Consulting for Elderly) プログラムは、六十歳以上の個人納税者を対象とした無償の税務援助の仕組みです。低所得者はもちろんのこと、中間層に属する所得者も、このプログラムに依頼し、利用できることになっています。

TCEプログラムにおける税務相談業務は、一般に、民間非営利団体 (NPO) に加入する退職者がボランティアとして参加し、担当しています。こうしたNPOは、このプログラムをIRSから助成金を得て実施しています。IRSから得た助成

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

金の多くは、無償の税務相談業務を実施する際にボランティアに生じた、交通費、電話代などの自己負担した参加費用の実費弁償に充てられています。

TCEプログラムは、来場が困難な依頼者も少なくないことなども考慮して、高齢者が所在する場所に向いて実施されることも多いようです。高齢者ホーム、自宅訪問など、依頼者の都合を考えた上で実施されています。

NPOやボランティア

による税務援助制度運用の実際

(平野)やはり、全員確定申告をする納税制度の実現には、国民全体でそうした納税制度を支えるという精神が必要な気がしますね。

(石村)そのとおりです。これまで見てきたところからも分かるように、ボランティア所得税援助(VITA)や高齢者向け税務相談(TCEA)のような伝統的な税務援助プログラム、さらには一九九八年の連邦税制改正により創られた低所得納税者相談所(LITC)プログラムなどは、広く民間NPO(非営利団体)やボランティアを活用して実施されています。いずれも課税庁(IRS)が主導しているものの、「役

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

所社会主義”構造の下にあるわが国などとは異なり、税務の職業専門家団体は実施主体とはなっていないわけです。

(平野)わが国の税務援助は、課税庁とその下請組織のような税理士会がやっているわけです。国民・納税者が主役の仕組みになっていくかどうかは、もう一度考え直してみる必要がありそうですね。

(石村)これは、アメリカ資本主義社会構造が、「小さな政府、大きなNPOセクター」で成り立っていることにも一因があるように思われます。また、できるだけ政府規制を少なくし、市場競争を活発化させている経済秩序にあつて、行政が、政府規制で制度をつくって職業専門家やその団体を、あたかも行政補完組織のように捉え、手足のように活用する風土にないことも大きな要因といえます。

「NPO大国」のアメリカにあつては、むしろ、課税庁(IRS)は、納税者・国民が主体となった民間非営利団体(NPO)を信頼し、無償あるいはほぼ無償で提供される納税支援サービスを、広く民間ボランティアに委ねる公共政策を選択しているのが特徴といえます。

(平野)わが国では、ボランティア

活動という点、前大戦時の「滅私奉公」を連想し、勤労奉仕のイメージが強いのが実情です。わが国でこうした税務援助の民間ボランティアが育つのか、ピンと来ない人も多いかもしれませんね。

(石村)同じようなことを岐阜の研究会で説明した折、年配の田舎弁護士が言っておりました。

しかし、「ただ働きは損」といった「精神の貧困」は、最近の若い人たちからはなくなってきたのではないかと思います。

(平野)企業の年末調整に依存し、無償の税務援助を税理士に任せる方法のままで、「国民よ自立せよ!」はないでしょうね。

(石村)そのとおりです。ちなみに、これまで見てきたところから分かるように、アメリカにおいて「税務書類の作成」を行った場合には、TRP(納税申告書作成者)として政府規制の対象となります。しかし、この場合に規制を受けるのは、「有償」で「所得税」に係る納税申告書を作成したときに限られます。したがって、VITAやTCEなどの無償の税務援助プログラムにおいて、他人のために所得税の還付申告書の作成に係わったとしても、TRP規制は受けられないことにな

ります。

米退職者連盟(AARP)

の税務援助プログラムの実際

(平野)次に、民間団体の税務援助制度の運用状況を具体的にお話ください。

(石村)分かりました。全米退職者連盟(AARP=American Association of Retired Persons)は、三万一千人を超える会員を有する巨大なNPOの一つです。この組織は全米にネットがあり、年金や高齢者福祉、税制上の支援措置など多様な政策提言を行い、強い政治力を持つ団体です。とくに連邦の首都ワシントンD.CにあるAARP傘下のNPO「高齢者向け立法協議会(Legal Counsel for Elderly, Inc.)」は、連邦議会に対し積極的なロビイング(政治的な働きかけ)を行っている政策提言団体(advocacy organization)です。

(平野)AARPは、IRSの高齢者向け税務相談(TCE)プログラムの一環として、独自の「税務援助プログラム(Tax-Aid Program)」を実施しているわけですか。

(石村)そうですね。このプログラムは、一九六八年にIRSとの協定を結んで開始されました。税務援助プログラムの実施母体は、AARPの傘下にある「AARP財団」です。

この財団は一九六八年に創設された。わが国でいう、いわゆる「特定公益増進法人（特増法人）」（アメリカ税法では「パブリック・チャリティ（public charity）」と呼ばれる）の認定を受けた団体です。したがって、この財団に支出した寄付金については、個人の場合には所得の五〇％まで所得控除ができます。

このAARP財団は、いわゆる「資金供給団体」の役割を果たしており、AARPが運営している税務援助プログラムを始めとした数多くの高齢者向けのプログラムに対して資金の供給をしています。ちなみに、AARP自体は、ロビイングなどの政治活動を行っていることから、税法上の制限規定の適用を受け、AARPに寄付金を支出したとしても、その寄付者は所得控除が受けられないわけです⁷⁾。

（平野）「役所が主役」のわが国では、考えられない光景ですが。（石村）そうですね。わが国の役所は、外務省のNGOに対する態度などをみても、公益法人は実は「公益法人」、NGOとかNPOとかはけしからぬ「反政府団体」といったところが役人の認識ではないでしょうか。まさに、「国民は脇役」といった感覚ですから。税理士に代わって、民間ボランティアが税務援助を

するなどは、課税庁の役人から見れば、まさに「革命」そのもの。

政治が主導し、役人の大きな意識変革が必要でしょうね。

（平野）国民の意識は大きく変わってきているのに、役人の意識は相変わらずですからね。

（石村）ただ、政府規制に安住し、役所のしもべのように行動し、ポーズだけで、本当に国民・納税者の方に顔を向けていない税理士会などの資質も問われていると思います。

本来、税理士は「小さな政府」実現のための専門職で、国民・納税者の利益の代弁者といった認識が必要です。ところが、天下一税理士には寛容、一方で、政府規制を盾に、二世税理士たたきに奔走している専門職制度の現実では、国民・納税者が一丸となって申告納税制度の確立・発展にまい進するのは無理な気がします。「民主導」といった意識がありませんから。

（平野）税理士会は、役所との良好な関係に配慮しながら、努力を重ねてきてはいます。今後は、国民・納税者からの建設的な批判を受け入れ、自らの意識改革が必要だと承知しています。私見ですが、全員確定申告を前提とする納税制度に向けて、税務援助制度をどのように作り

上げるのか、「納税者が主役」の視点から早急に検討すべきですね。

（石村）何よりも「官主導」の護送船団方式から抜け出られるかどうか、キー・ファクターでしょう。この点は、やはり、「納税者が主役」、

「小さな政府」がモットーのアメリカが格段に進んでいると思います。

少し話がずれてしまいましたが、

AARPの税務援助プログラムは、研修を受け、認定された三万一千人を超えるボランティアの参加を得て、全米一千万を超える箇所を実施されています。このプログラムは、毎年、確定申告期の二月一日から四月十五日まで開催されます。残りの期間には、このプログラムは電話を使ったオンラインの税務相談を受け付けています。六十歳以上の納税者を対象に、二千七百万件を超える確定申告書の作成、さらには申告書の電子申告を手掛けています。

（平野）また、AARPの税務援助プログラムでは、申告書の作成に加え、各種の高齢者向けの税務相談に応じる仕組みもあるようです。

（石村）そのとおりです。寝たきりの高齢者に対しては自宅や施設を訪問して、税金の無料相談に応じる体制を敷いています。また、高齢者が介護を必要としている場合には、介護者が電

話とかインターネットなどでAARPとコンタクトを取り、事情を説明し、ポイントをとって、税務援助ボランティアの訪問サービスが受けられる仕組みになっています。

一方、AARPの税務援助プログラムに参加したボランティアに対しては、その活動のために出費した交通費、通信費、食事代などについて、AARP財団が資金を提供し、実費弁償することになっています。

VITA・TCEと電子申告

（平野）ボランティア所得税援助（VITA）や高齢者向け税務相談（TCA）は、伝統的な税務援助プログラムですが、現在、電子申告を使っているのですか。

（石村）これらのプログラムでは、個人所得税の納税申告書の作成支援に加え、電子申告のプロバイダ業務を無料で実施しています。

これらVITAやTCAの電子申告サイトでは、連邦の個人所得税のペーパーレス申告はもちろんのこと、「連邦・州税合同電子申告（Federal State e-file）」、つまり「ワン・ストップ・ファイリング」を依頼することも可能です。

（平野）VITAやTCAの電子申告サイトで採用されている電子申告

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1)

方式は、内国歳入庁（IRS）との間の専用電話回線を使ったパソコン通信による電子申告（《A方式》）ですね。

（石村）そうですね。安定しないインターネット申告は使っていません。

3 わが国での税理士業務と仲介者（電子申告代行）業務規制の課題

（平野）電子申告制度をつくる場合、当初から、インターネットを使ったプロバイダーレスの「電子申告」を採用することも可能ですね。

ですから、グラント・デザインの仕方によっては、電子申告代行業者（プロバイダー）は要らない制度（インフラ）（《A方式》）の構築も可能のように見えます。

ところが、オーストラリアやアメリカの制度をみても、仲介者が要るダイヤルアップ方式の電子申告を採用していますね。この背景にはどんな理由があるのでしょうか。

（石村）たとえ「電子申告」が採用されたとしても、コンピュータ（ハード）は無論のこと、わざわざ申告ソフトをダウンロードしないしは購入してまで電子申告したいと思わない納税者も少なくないからです。

（平野）もう少し具体的に言ってください。

（石村）インターネットを使った電子申告の場合、セキュリティ対策のための仕組みが煩雑です。電子認証（本人確認）、さらに電子申告に特有な面倒な手続・操作を考えると、ネット通信に得意な納税者であっても足踏みするわけです。ましてや確定申告のデータ処理や電子送達は、たったの年一回です。専門のプロバイダーがいれば、その業者に任せたいと思うのではないのでしょうか。

「自分で郵便配達までするのはかわない」と思うわけです。また、そもそも、コンピュータなどには、まったく興味のない納税者もたくさんいるわけです。

（平野）インターネットを使った本人申告でも、うんざりするほど面倒なデータ処理が求められます。これが、代理人申告では、依頼人から電子委任状をとり、税理士本人の資格認証が求められます。これでは、文書申告の方が安全で簡単ということになってしまふのは、目にみえていませんね。

（石村）そのとおりです。まさに、「電子申告」を取り入れるとしたとしても、こうした納税者のためにも、身近な代行者に依頼できる電子申告の仕組み（《B方式》）を含む、電子申告制度（インフラ）を

つくりあげる必要があるわけです。

こうした人たちは、従来どおり文書（ペーパー）申告すればよいというのでは、IT化社会の構築は、まさに「絵に描いた餅」となってしまっています。

（平野）いずれにしろ、インターネットを使ったプロバイダーレスの「電子申告」（《A方式》）を導入すれば、仲介者問題はすべてが解決だ、とは行かないわけですね。

(1) アメリカン・モデル

（石村）すでに見てきたところからも分かるように、ダイヤルアップ方式の電子申告制度では、納税者と課税庁との間を取り持つ仲介者（電子申告代行業者）を必要とします。

電子申告代行業者の業務は、納税者から依頼された申告内容のデータ処理をし、電話専用回線を使って、課税庁に当該データを送達することが中心となります。

（平野）第三者に依頼して電子申告をすることを望む納税者のために、電子申告代行業者（仲介者）を制度化したとします。この場合には、依頼者である納税者から見ると、当該業者（仲介者）がデータの送達手段として、ダイヤルアップ方式の「電子申告」、インターネットを使った

「電子申告」のいずれを採用するにしろ、感知するところではないといえるのではないですか。

（石村）そのとおりです。ただ、申告書の作成代行業者には、課税庁への申告ファイルの送達にあたりインターネットの利用は認められていません。

（平野）つまり、誤解を怖れずいえば、代理人申告の場合には、業者、さらには税務援助センターはダイヤルアップ方式に一本化されているということですね。

（石村）そうですね。すでに触れたように、アメリカにおいては、「税務書類の作成」は、わが国の場合とは異なり、税の専門職の独占業務とはされていません。ただ、電子申告代行（プロバイダー）業務については、弱い形ながら政府規制を加えています。具体的には、次ページの「表5」のような職種・区分に従った上で、電子申告業者（e-Filing Provider）として、課税庁（IRS）に届出、認可を受けるように求めています*8。

(2) オーストラリアン・モデル

（平野）アメリカの場合とは異なり、オーストラリアにおいては、「税務書類の作成」業務に対し、政府規制を加え、税理士の有償独占業

表5 アメリカの電子申告業者 (e-File Provider)

電子申告書作成者 (ERO=Electronic Return Originator)
申告ソフトを使いデータ処理し、電子申告書を作成する業務を行う者
サービス・ビューロウ (Service Bureau)
電子申告書作成者 (ERO) を補助し、データのフォーマット化やデータ入力などの支援業務を行う者
電子送達者 (Electronic Return Transmitter)
電話専用回線を使って電子申告書のデータを送達する業務を行う者
ソフトウェア開発者 (Software Developer)
電子申告用ソフトの開発・販売する業務を行う者
連邦・州税合同電子申告 (Federal/State e-file)
電子申告作成者 (ERO) の適格者で、「連邦・州合同電子申告プログラム (Federal-State Joint Electronic Program)」、つまり、個人所得税について、連邦の税務当局 (IRS) に電子申告をすれば、州の分についても自動的に申告が受理されるプログラム、に従った電子申告を受け付ける資格のある者。ただし、この認可を受けるには、ERO が業務を行う州が、このプログラムに参加 (2001年1月現在、37州とワシントンD・Cが参加) していることが条件

務として行っているわけですね。
(石村) そうです。アメリカなどとは異なり、イギリスの社民主義の伝統を受け継いで、比較的に政府規制が強い国です。
すでに触れたように、オーストラリアでは、民間で電子申告代行業務ができる者を税理士に限定しているわけですね。電子申告代行業務に対しては、申告ソフト開発業務などを除き、一般の民間事業者の参入を認めています。民間の電子申告代行業

務を税理士に一任することにより、電子申告制度の信頼性を高め、電子申告によるペーパーレス化にともなう申告書の簡略化・添付書類の省略化等を実現しているわけですね。
(平野) さらに触れたように、関与税理士のいない納税者向けには、公的セクターに属する郵便局 (オーストラリア郵政公社) が、申告内容データ処理、電子送達 (プロバイダー) 業務を行っているわけですね。
(石村) そうです。また、二〇〇〇

納税者・税理士にやさしい電子申告とは (1)

年からは、本人申告を望む個人納税者向けには、インターネットを使った「電脳申告 (e-file)」(「方式」) が導入され、便宜がはかられています。
さらに、経済的に税理士に申告書の作成を依頼するのが難しい低所得者向けにも、電子申告インフラが整備されています。具体的には、税務援助 (タックスヘルプ) の一環として、課税庁認定の民間ボランティアが、無償で電子申告ファイルの送達代行 (プロバイダー) 業務を行うことで、便宜が図られているわけですね。

(3) わが国に最適なモデルとは
(平野) わが国での電子申告インフラの整備にあたり、電子申告代行業務と税理士法上の「税務書類の作成」業務に対する政府規制とを、どのように融合させていくかは、極めて重要な政策課題です。一応、オーストラリアとアメリカの電子申告制度は概観してきましたが、参考になることも多いような気がします。

わが国に最適な電子申告制度の導入は、当然、こうした法政策上の課題を織り込んだ上で、慎重に検討されねばなりません。とすれば、この場合、オーストラリアン・モデルから学ぶべきことが多いように思われ

ます。なぜならば、オーストラリアには、税務書類の作成に加え、税務代理、税務相談を独占業務とする税理士制度があるからです。

(石村) ご指摘のところは、国税庁も税理士会も、仲介者問題をわざと避けているような気がします。しかし、この点に真剣に取り組まないで、「国民・納税者が主役」の電子申告制度はできません。

(平野) 周知のように、わが国においては、「税務代理」や「税務相談」はもちろんのこと、「税務書類の作成」の領域についても政府規制を加え、税理士法二条により、税理士の独占業務としていますね。

(石村) 同条一項二号にいう「税務書類の作成」とは、具体的には、「申告書その他税務官公署に提出する書類を作成すること」を指します。

元来、「書類」ないしは「文書」という言葉は、「有体性のあるもの」を指しました。しかし、情報技術の発達した今日では、「ひとの視覚により直ちに見読可能なもの」のみならず、「機械装置を用いて見読可能なもの」も含むと解されます。

(平野) つまり、コンピュータで処理された「電磁的記録」ないしは「電子データ」化された「申告書その他税務官公署に提出する書類」

も、税理士法二条一項二号にいう「税務書類」に該当すると解されるということですね。

(石村) そうです。政府は「行政情報推進基本計画の改定について」において、電本文書の原本性について、『紙媒体の原本から電子媒体の原本への移行を実現し、情報管理の効率化を推進するため、技術動向を踏まえつつ、電本文書の原本性を確保する方策を講ずる』としていいます。ここでいう「文書」ないしは「書類」には、電子文書も含まれると解されます*10。

(平野) 電子申告を代行する者が行う申告データの入力は、「税務書類の作成」には当たらないという見方もあるようですね。

(石村) それは疑問です。なぜならば、代行者は、電子データの形ではあるが、申告書そのものを作成する業務を行っているからです。さらに、この代行者は、申告書の原本である電子データに対し、納税者とともに電子的に署名をして、課税庁に送信をする業務も行うことになりま

す。まさに、その業務は、税理士法に定める「税務書類の作成」の領域に属する業務にあたるといえます。(平野) このように見ますと、納税者に代わり電子申告書を作成する者

は、税理士法二条により、税理士に限定されなければならないことになりま

すね。また、電子申告代行業務を税理士に限定することにより、税理士法三十八条(税理士の守秘義務)によって、納税者のプライバシーも保護することができることになりま

すから。 (石村) そうともいえます。ですから、わが国には、「税務書類の作成」を独占業務とする税理士制度がある点は見逃ごせないわけです。現行法制を前提とする限り、電子申告ソフトウェアの開発など一部の業務は別としても、民間事業者の電子納税申告代行(プロバイダー)業務への参入は許されないと解されるわけです*11。

以下次号

注記 納税者・税理士にやさしい電子申告とは(1) カッコ内は本文のページ

- *1(20p.) 国税庁の電子申告実験用ホームページは、<http://www.jikken.nta.go.jp/main.html>にアクセスすればよい。
- *2(20p.) 電子申告実験報告については、谷口誠「電子申告と税理士」東京税理士界528号(2001年1月1日)20頁、発地敏彦「電子申告実験に参加して」東京税理士界529号(2001年2月1日)7頁参照。
- *3(21p.) オーストラリアの税理士制度について詳しくは、D・ベントレー、石村耕治「オーストラリアの税理士制度を点検する(1)・(2)」税務弘報48巻5号、7号参照。
- *4(25p.) 具体的にどのような専門職が「内国歳入庁の所管事項に係わる業務(Practice before the Internal Revenue Service)」を代理できるのかについては、法律(Act of Nov. 8, 1965, 79 Stat. 1282 Sec. 1(a))および連邦財務省規則(Treasury Dept. Circular 230、以下サーキュラー-230)に定められています。これら連邦の法令によると、弁護士および公認会計士(CPA)は、申請すれば、IRSの下で税務代理できる資格を自動的に認められます。これらの者の他に登録税務士(EA)の資格を有する者もIRSの下で税務代理できる資格が認められます。EAの資格は、非CPAで試験に合格した者あるいは前IRS職員で、サーキュラー-230に定める職歴など資格要件を充足する者が取得できます(サーキュラー-230第10.3(c)、第10.4および第10.6)。また、登録保険計理士(Enrolled Actuary)、つまり保険加入者のために保険料率や配当などを計算し、スキームをたてる専門職である保険計理士(actuary)で、保険計理士登録合同委員会(Joint Board for the Enrollment of Actuaries)に登録した者、その他特例として税務代理が認められる者も、限定された範囲でIRS所管の業務を行うことができます(サーキュラー-230第10.3(d)および(e))。
ちなみに、税務代理の対象となる「内国歳入庁の所管事項に係わる業務」とは、「内国歳入庁が執行する法律若しくは規則の下で、依頼人の権利、特権又は債務に関して、内国歳入庁又はその上級職員若しくは職員に対する表示行為に係るあらゆる事項を指します。当該表示行為とは、必要書類の作成及び提出、内国歳入庁との応対及びやり取り、並びに協議、審査及び折衝における依頼人の代理等を指す。」(サーキュラー-230第10.2(a))とされています。
- *5(25p.) 詳しくは、See, Meldman & Petie, Federal Taxation: Practice and Procedure (fourth ed., 1992 CCH) 15 et seq.
- *6(25p.) わが国の場合には、「税務書類の作成」が税理士の「無償独占」業務とされています。したがって、非税理士が無償であっても、他人のために納税申告書の作成業務を行うと税理士法に触れることになるとされます。これに対して、アメリカの場合には、納税申告書の作成など一定の「税務書類の作成」は、ないしはなどの専門職業人のみならず、有償、無償を問わず、原則として非専門職の者も、一定の受忍義務を負うことを条件に、広く業務として行うことができる仕組みになっているわけです。
- *7(28p.) 石村耕治『日米の公益法人課税の構造』(1992年、成文堂)44頁以下参照。

- *8(29p.) もちろん、複数の業種にわたって認可を受けることも可能です。
- *9(30p.) オーストラリアの税理士制度と電子申告システムについて、詳しくは石村耕治・辻村祥造(監修)『こうすれば税理士は生き残れる～開かれたオーストラリアの税理士制度に学ぶ』(2001年、日本コンピュータ税務研究機構<http://www.pij-web.net>)参照)。
- *10(31p.) 近年制定された法律では、「文書」に、「電磁的記録」、つまり「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録」も含まれると明定されています(例えば、情報公開法2条2項参照)。
- *11(31p.) 後(次号)に触れるように、行政手続オンライン化法案では、税務公官署に対する申告当は、書面を作成せず、政務書類に対応する電磁的記録を作成し、そのまま電子送達を認めます。ですから、電子申告ファイルの作成は、自由業務になるとも解することができます。

《プライバシー・コラム》

マスコミに脱税事件を公表した場合、
課税庁職員の守秘義務は解除されるのか？

課税庁の職員は、職務上の秘密や職務上知ることができた納税者などの情報は、本人の同意なしは法律で許されない限り、これを漏らしてはならないこととされている。これを税務職員の守秘義務という。なお、税法上の守秘義務は公務員法上のものよりも重くなっている。

公務員法と税法上の守秘義務の比較

(1)公務員法上の守秘義務(国公法100・109、地公法34・60)	
職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いたといえども同様とする。	違反は1年以下の懲役または3万円以下の罰金
(2)税法上の守秘義務(所得税法243、法税法163、地税法22など)	
税に関する調査に関する事務に従事しているまたは従事していた者は、その事務に関して知ることのできた秘密を漏らしたまたは盗用してはならない。	違反は2年以下の懲役または30万円以下の罰金

守秘義務があるために、課税庁職員は、相手が公務員であるか私人であるかを問わず、他の者に、職務上の秘密はもちろんのこと、職務上知ることができた納税者情報などを漏らしてはならないわけだ。ただ、このような納税者情報開示禁止原則は、法令の定めなどがある場合には、例外的に適用にならないことがある。この場合には、守秘義務が解除あるいは免除(違法阻却事由が拡大)され、納税者情報の開示が許されることになる。

判例は、悪質な脱税や滞納などに関する納税者情報を開示・報道することが公益目的や租税正義に資し、社会通念上相当と認められる場合(東京高判昭59.6.28判決・訟月30巻12号73頁)はOKとする。なお、報道の自由(憲法21)を積極的にとらえ、一方で、公人などのプライバシーをより制限的にとらえようとする立場もある。この立場からは、正当な理由がある場合には、できるだけ広く守秘義務を免除すべきことになる。

コラム
脱税事件の公表と課税庁職員の守秘義務

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021

Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 高橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)

IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro

Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan

President Koji ISHIMURA

Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>

2002.09.30発行 CNNニュースNo.31

編集及び発行人

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュースをお送りします(年4回刊)。

年会費 正会員10,000円、賛助3,000円

(ともに年間購読料3,000円含む)

NetWorkのつばやき

・電子政府の「アクション・プラン」をWebで見ると、国民が申請・登録等しなければならぬ手続は6万件以上。

・規制緩和なんぞ嘘っぱち。役所社会主義は国民生活のすべてを支配

(T)